

(2) 「児童福祉行政指導監査の実施
について」の着眼点について
(案)

(案)

「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙1 児童福祉行政指導監査事項 2 施設指導監査事項 (2) 児童福祉施設事項 第1. 適切な入所者支援の確保 1. 入所者支援の充実の着眼点については、(1)から(7)それぞれについて、以下のとおりより具体的な内容を示すので、これらの事項を参考にし適正な指導監査の実施を図られたく通知する。

[児童入所施設]

(1) 「子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか」について

- ア 子どもや保護者に対しその権利や入所後の支援内容等に関して、入所後及びその後定期的に適切な情報提供を行い、説明責任を果たしているか。特に、子どもに対してはいわゆる「権利ノート」の活用等により、子どもが自分の状況や支援内容等を理解できるよう説明されているか。また、その記録が残されているか。
- イ 個人情報の保護について十分配慮されているか。
- ウ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行う場合があることを、入所時に伝えているか。
- エ 施設の行事や食事等、施設の運営に子どもの意見を反映させるようにしているか。また、子どもの意見を取り入れられないときには、子どもにその理由を説明しているか。
- オ 苦情解決のための仕組みを設けて（窓口を設置する等）いるか。
- カ 苦情解決の仕組みを保護者、子どもに説明するとともに、苦情受付窓口に寄せられた内容について適切に対応し、その結果を公表しているか。
- キ 苦情解決に当たって、第三者委員を必要に応じて関与させているか。

(2) 「懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか」について

- ア 施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する事項が盛り込まれているか。
- イ 施設内虐待及び子ども間のいじめの早期発見、予防するための取り組み方針が明確文化されているか。また、適切に取り組むための体制の整備がされているほか、取り組み状況が記録されているか。
- ウ 施設内虐待を発見したときに職員が取るべき対応や手続が定められているか。
- エ 施設内虐待や体罰の禁止、その他子どもの権利擁護に関する研修が実施されているか。

オ 第三者評価を受審し、評価結果に基づいた改善計画が作成され、実施されているか。

(3) 「個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか」について

ア 基幹的職員を配置する等により、職員に対し子どもに対する支援の内容等に関する適切な指導（スーパーバイズ）が行われているか。また、職員の精神的負担を軽減するための助言等が行われているか。

イ 子どもの状況に応じた指導方法の習得等について研修等を実施し、職員の援助技術の向上が図られているか。

ウ 職員への就業規則、諸規程の周知は適切に行われているか。

(4) 「施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか」について

ア 懲戒に係る権限の濫用の禁止と施設内虐待の防止について、施設長として事件の発生を想定して具体的な対応策を定め職員に周知しているか。

イ 個々の子どもに対する援助について、その課題、要因、今後の方針及び具体的内容について、ケース会議や職員の報告を通し、職員全員が共有していくように指導・助言を行っているか。

ウ 施設における事件・事故の発生について、職員間の情報伝達、報告を速やかに行うよう徹底しているか。

エ 施設における指導や運営の方針について、施設全体が理解できるようにしているか。

オ 職員の勤務状況等の職員の状態を施設長（管理的立場にあるもの）が把握しているか。

(5) 「子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか」について

ア 入所している子ども及び職員への安全教育等、安全確保・事故予防のための組織的体制が整備されているか。

イ 入所している子どもの病気・事故等に対応するための研修や、事件・事故予防のための研修等が行われているか。

ウ 事件・事故が起きた際の対応を具体化した危機管理マニュアルは作成されているか。

エ 事故防止のため危険箇所点検リストを作成し、定期的に施設内の安全点検を実施し、その記録は整備されているか。

(6) 「個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか」について

ア 子どもの個々の年齢や成熟の度合、特性に応じた自立支援計画を作成し、子ども

に対し行った支援の内容等を定期的に検証し、必要に応じて自立支援計画を見直しているか。また、その際子ども及び保護者の意向が十分に尊重されているか。

イ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行わなければならないとき、その適否を合議により判断し、指導の内容・方法・結果を記録にしているか。

ウ 家庭環境の調整、退所後の子どものアフターケアが適切に実施されているか。

(7) 「子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか」について

ア 子どもの指導・援助にあたって、自立支援計画の見直し等の際に児童相談所との連絡・調整が適切に行われているか。

イ 子どもの指導・援助にあたって、学校、幼稚園、医療機関、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等との連携が適切に行われているか。

Ⅷ. 社会保障審議会少子化対策特別部会 の検討の状況について

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)

第21回社会保障審議会
少子化対策特別部会

資料1

平成20年12月16日

一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて— (概要)

- 本部会は、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計のため、本年3月に検討開始、5月に「基本的考え方」をとりまとめ。
- その後「経済財政改革の基本方針2008」の「保育サービスの規制改革について平成20年内に結論」等、各方面より様々な指摘。
- 「基本的考え方」やこうした指摘も踏まえ、本部会は9月に検討を再開、制度の具体化に向け、保育を中心に、●回に渡り議論。今後の新たな制度体系の詳細設計に向け、保育を中心に議論の中間的なとりまとめを行うもの。

1 これからの保育制度のあり方について

(1) これまでの保育制度が果たしてきた役割

- 現在の保育制度は、昭和20年代、女性の雇用労働者としての就労が一般的でなかった当時、特に支援を要する「保育に欠ける」子どものために骨格がつけられた。その後、関係者の尽力により、家庭の状況等に関わらず子どもの健やかな育ちを支援。
- 平成9年に、従来の措置制度を一部見直し、市町村が利用者の希望を勘案して入所決定する制度へ。しかしながら、待機児童の解消や地域の保育機能の維持など、近年の社会環境の変化による課題に対応できていない現状。

(2) 検討に際しての前提

- 「基本的考え方」に基づき、すべての子どもの健やかな育ちの支援を基本に置くこと、保育の公的性格・特性を踏まえること、人口減少地域等を含めた保育機能の維持、選択できるだけの「質」の確保された「量」の保障・財源確保が不可欠であること等を前提。

(3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）

① 保育需要の飛躍的増大

- i) 共働き世帯の増加…特に支援を要する子どもの措置としての性格から、多くの子育て家庭が広く一般的に利用するサービスへ
- ii) 大きな潜在需要…未就学児のいる母親の「就業希望の高さ」と現実の「就業率の低さ」との大きなギャップ
→女性の就業率の高まりに対応し、子どもに健やかな育ちを支える環境を保障するためには、スピード感ある抜本的拡充が不可欠。

② 保育需要の深化・多様化

- i) 働き方の多様化…子育て期の女性の相当部分はパート等非正規雇用、母親の多くも子どもが小さい間、短時間勤務を希望
- ii) 親支援の必要性の高まり…子育て環境が変化する中、一人ひとりの親と向き合い、成長を支援する必要性
- iii) すべての子育て家庭への支援の必要性…核家族化・地域のつながりの希薄化の中、子育ての孤立感・不安感・負担感が増大

- ③ 地域の保育機能の維持…待機児童がいる都市部等の一方、人口減少が進み、地域の保育機能の維持が困難となる地域も。

(3) 保育をとりまく近年の社会環境の変化（検討の背景）（続き）

④ 急速な少子高齢化への対応—社会経済の変化に伴う役割の深化

…女性が「就労」を断念せずに「結婚・出産・子育て」ができる社会の実現を通じ、我が国の社会経済や、年金・医療・介護を含む社会保障制度全体の持続可能性を確保していくという緊急的・国家的課題に関わる新たな役割が期待されるように。

⑤ 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性等の要請…年間1兆円の公費投入がある制度となったことに伴う要請

(4) 現行の保育制度の課題

① スピード感あるサービス量の抜本的拡充が困難

i) 利用保障の弱さ

現行制度は、市町村に「保育の実施義務」を課し、市町村の義務履行を通じ、保護者に保育所が利用される仕組み。ただし、「保育の実施義務」には「例外」が有り、保育所が足りなければ、「その他適切な保護」もあり得る(認可外のあつせんでも可)。このように、個人に対する利用保障が弱い上、厳しい財政状況との兼合いから市町村の基盤整備も困難な仕組み。

* 他の社会保障制度(医療・介護・障害)では、認定等でサービスの必要性が客観的に認められれば、例外なく受給権が生じ、保険者又は行政が、義務的にサービス利用に伴う費用を支払う仕組み。

ii) 認可の裁量性による新規参入抑制

保育所の認可権者である都道府県に広い裁量有り。待機児童がいる市町村で客観的基準を満たしていても、必ずしも認可されず。

* 他の社会保障制度(医療・介護・障害)では、客観的基準を満たした事業者は、原則として給付対象として指定される仕組み。

iii) 主体間の補助格差や運営費の用途制限等による新規参入抑制

NPOや株式会社は施設整備補助の対象外。また、運営費収入の用途制限により、既存施設による経験を活かした新規開設に制約。

iv) 保育の必要性の判断と受入保育所決定の一体実施に伴う需要の潜在化

市町村が保育の必要性の判断と受入保育所決定を一体的に実施。定員より過剰になると、窓口等で需要を潜在化させやすい側面。

② 深化・多様化したニーズへの対応

i) 保育の必要性の判断基準のあり方

「保育に欠ける」か否かの判断基準が条例に委ねられており、保育所が足りないと短時間就労は認めないなど、財政状況との兼合い等で基準を厳しくせざるを得ない傾向。また、地域により、母子家庭や虐待事例等の十分な利用確保がなされていない。

ii) 保育の必要性の判断基準の内容

夜間や短時間、求職者だと認められにくい、同居親族がいると認められない等。

iii) 保護者と保育所との関係性

実情を最も良く理解している保護者・保育所の当事者間で、より良い保育に向けた相互理解や協働をより深めていけるような、より向き合った仕組みの制度的な保障

等

(4) 現行の保育制度の課題（続き）

③ 認可保育所の質の向上

- i) 最低基準のあり方（居住地域にかかわらず子どもに健やかな育ちを支援する環境を保障しつつ、地域の創意工夫を活かせる 仕組みの要請）
- ii) 最低基準の内容（子どもの発達保障のための施設設備・従事者の資質・配置のあり方）
- iii) 保育士の養成・研修・処遇等（保育の量の抜本的拡充に向けた計画的養成、専門性向上に向けた研修、処遇改善等）

等

④ 認可外保育施設の質の向上

- ・ 現在、約1万箇所の認可外保育施設を約23万人の子どもが利用（認可保育所の施設数の1/2、利用児童数の約1割）。一部の補助・助成を除き、制度的な公費投入はない。
- ・ 個人立の小規模施設が多く、面積基準を満たしているのは6割以上、調理室は約半数、保育士比率は約6割という現状。
- ・ 利用者の6割は、認可保育所と比較の上で、空がない等の理由で認可外保育施設を利用しており、すべての子どもに健やかな育ちを支える環境を保障するため、最低基準の到達に向けた支援が必要。また、公平性確保のための方策も要検討。

⑤ 人口減少地域における保育機能の維持・向上

- ・ 現行制度では、過疎地域等のための「小規模保育所」（認可保育所）の制度があるが、定員20人以上が求められる。また、「へき地保育所」（認可外保育施設）であれば10人で足りるものの、財政支援が一定水準にとどまる。一方、人口減少地域では、一般に非常に厳しい財政状況を抱えている中、すべての子どもに地域の子ども集団の中での成長を保障する必要性。

⑥ 多様な保育サービスについて

i) 休日保育・夜間保育等

- ・ 現行制度では、実施の可否を市町村の判断に委ねているが、整備が進まず（認可保育所に占める実施率は休日保育3.8%、夜間保育0.3%）。事実上、休日・夜間は認可外保育施設の利用とならざるを得ない場合が多く見られる。

ii) 病児・病後児保育

- ・ 現行制度では、実施の可否を市町村の判断に委ねているが、整備が進まず（認可保育所の利用児童約2700人に1箇所、1市町村当たり0.4箇所）。また、現行の補助制度は、施設類型毎の単一な単価設定で、受入人数規模や実績に対応せず。
- ・ 一方、病児・病後児保育は、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い特質。こうした特質と事業実績の双方に配慮した拡充方策が必要。

(5) 今後の保育制度の姿（※その実現には財源確保が不可欠であることに留意が必要）

→ 別添

2 放課後児童クラブについて

(1) 現行制度の課題

- 保育と同様に、大きな潜在需要に対応した量の抜本的拡充に向け、場所・人材の確保が大きな課題。
- 制度上の位置づけも、市町村の努力義務にとどまっており、利用保障が弱い。質の確保はガイドライン等で対応している。
- 財源面についても、裁量的補助であり、国庫補助基準額と運営費用の実態の乖離が指摘。従事者の処遇も厳しい状況。

(2) 新たな制度体系における方向性

- 質の確保を図りつつ、量的拡充を図ることが重要。小学校の活用とともに、財源確保と併せ人材確保のための処遇改善が必要。
- 基準の必要性やあり方等、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)、財源面の強化について、さらに検討が必要。

3 すべての子育て家庭に対する支援について

(1) 現行制度の課題

- 各種の子育て支援事業は、市町村の努力義務にとどまっており、実施状況に大きな地域格差。
- とりわけ、一時預かりについては、保育との公費投入の公平性の観点からも、一定の利用保障が求められる。

(2) 新たな制度体系における方向性

- すべての子育て家庭に対し、子育ての孤立感・不安感・負担感の解消に向け、支援を強化する必要性。
- 一時預かりの保障強化に向け、制度上の位置づけ(実施責任、利用・給付方式等)・財源面の強化について、さらに検討が必要。
- 相談援助やサービス利用調整等を含む子育て支援のコーディネート機能の位置づけ、地域子育て支援拠点事業の量的拡充や機能充実、各種事業の担い手の育成等についてさらに検討が必要。制度上の位置づけ、財源のあり方についてもさらに検討。

4 情報公表・評価の仕組みについて

- 利用者のより良い選択、サービスの質の確保・向上等に向け、公的主体による情報公表制度の具体化に向けさらに検討。
- 第三者評価制度については、評価機関の質の向上、受審促進の方策等についてさらに検討。

5 財源・費用負担・新たな制度体系について

- 社会保障国民会議最終報告の指摘のとおり、少子化対策は国の社会経済や社会保障全体の持続可能性の根幹に関わるもの。新たな制度体系の実現には財源確保が不可欠であるが、必要な負担を次世代に先送りすることはあってはならない。社会全体(国・地方・事業主・個人)で重層的に支え合う仕組みが必要であることを前提に、新たな制度体系の全体像を検討する中で、以下の点について、引き続き検討。
 - ・ 地方負担については、不適切な地域差が生じないような仕組み、また、公立保育所一般財源化の影響を踏まえた議論
 - ・ 事業主負担については、働き方と関連の深いサービスなど受益と負担の連動、働き方の見直しを促進するような仕組み
 - ・ 新たな制度体系に求められる「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」の要素の制度設計上の具体化 等

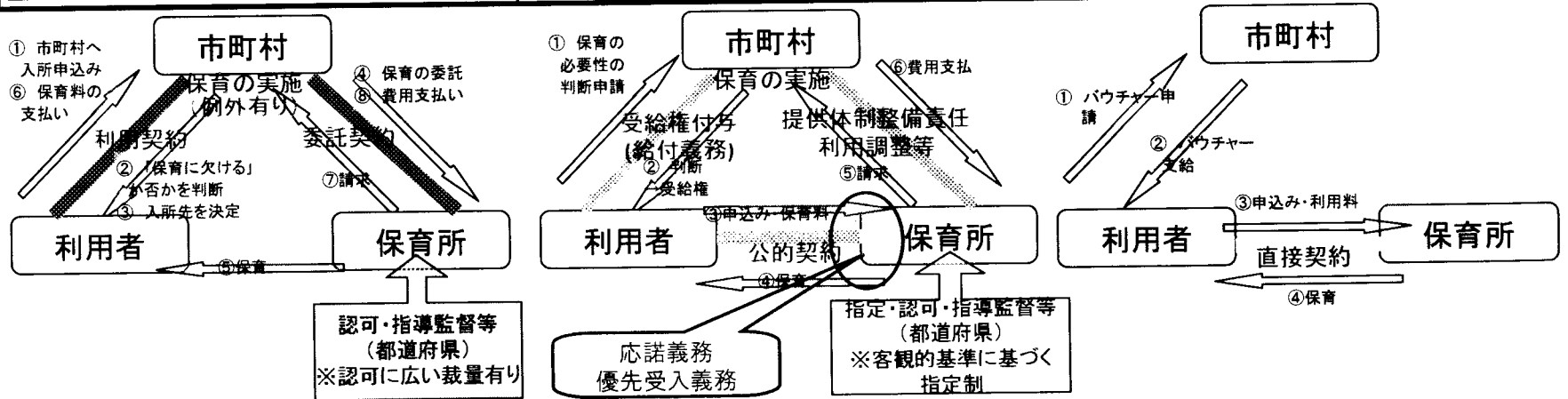
- 今後、本報告を踏まえ、新たな制度体系のさらなる詳細設計に向け、税制改革の動向も踏まえながら、検討を続けていく。

今後の保育制度の姿(案) (事務局の整理による考え方の比較表)〈概要〉

※関係者の多様な考え方の中から典型的なものを事務局において整理したもの。

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
保育制度のあり方に関する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、制度的問題ではなく、財源が不十分であるため。 ○ 財源確保とともに、運用改善を行うべき(現行制度を基本的に維持)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応が進まないのは、財源が不十分であるだけでなく、制度に起因する問題もある。 ○ 財源確保とともに、現行制度について必要な改革を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 量の拡充や、多様なニーズへの対応は、市場原理に委ねることにより達成されるべき。(価格を通じた需給調整に委ねる)
<p>1 保育の必要性等の判断</p> <p>(1) 基本的仕組</p> <p>(2) 判断基準の設定</p> <p>(3) 判断基準の内容 (給付対象範囲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の優先度 ③ 受入先保育所の決定 を一体として判断。 ※ 受入先保育所が足りない場合は、保育の必要性・量について、独立した判断はなされず 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、 <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)かどうか を判断。 ※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施。 → 客観的に必要性が判断された者に対する例外ない受給権付与により、需要も明確化。 ※ 保育所に応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)と、優先的に利用確保されるべき子どもの優先受入義務 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下にバウチャー額を決定。 ○ 利用確保されにくい者には、バウチャー額を上乗せ。 ○ すべての子育て家庭を対象。 (既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャー等で配分。)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。(その上で、地域の実情に応じた基準の設定を可能に(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)) 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断。 ・昼間の保育を基本としつつ、早朝・夜間など時間帯にかかわらず必要量を判断。 ・求職者に対しても必要性を認める。 ○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。 ○ 同居親族の有無を問わず必要性を認める。 ○ 専業主婦家庭に対しても一定量の一時預かりを保障。 		

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
2 保育の提供の仕組み (1)利用保障の基本的仕組み (2) 利用方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度維持(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障) ○ 現行の「保育の実施義務」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。 ※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向 ○ 市町村-利用者、市町村-保育所との間に契約関係があり、利用者と保育所の間には利用契約なし)【現行制度維持】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的に必要性が判断された者に、<u>受給権を例外なく付与。</u> ○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。 ○ 市町村-利用者、市町村-保育所との関係・適切な関与に加え、利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に。【新たな三者関係】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。【バウチャー制】 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者と直接契約。【市場原理の直接契約】
3 参入の仕組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の児童数減少等を勘案し、裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置(待機児童がいても認可拒否が可能) 【現行制度維持】 ○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする。【客観的基準による指定制】 ※ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乘せを検討。 ※ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難とならないような措置(指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等)について、さらに検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。(市町村と保育所の間には 給付等に関する関係性なし) 【自由市場】
4 最低基準	○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。		○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーを充当。



	<p style="text-align: center;">現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)</p>	<p style="text-align: center;">新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	<p style="text-align: center;">市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式</p>
5 費用設定	<input type="radio"/> 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格(公費による補助額+利用者負担額)を公定。【公定価格】		<input type="radio"/> 事業者が自由に価格を設定。
6 給付方法(補助方式)	<input type="radio"/> 現行制度を維持。 (市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料徴収。)	<input type="radio"/> 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い(代理受領)。利用量(必要量)に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。 <input type="radio"/> 保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また、事業者への影響に配慮した方策(市町村の関与等)をさらに検討。	<input type="radio"/> 市町村が利用者へバウチャーを支給(直接補助)。 <input type="radio"/> 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者に支払い。
7 認可保育所の質の向上	<input type="radio"/> 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。 <input type="radio"/> 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。 <input type="radio"/> 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上(職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等)について、財源確保と併せさらに検討。 <input type="radio"/> 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み(専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など)について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、財源確保と併せさらに検討。 <input type="radio"/> さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、給付において評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保と併せさらに検討。		<input type="radio"/> 競争(市場において選択されない事業者の撤退)により、質の確保を図る。
8 認可外保育施設の質の引上げ	<input type="radio"/> 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。 <input type="radio"/> 認可外保育施設に対しては、指導強化により対応すべき。	<input type="radio"/> 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援が必要。	<input type="radio"/> 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。
9 地域の保育機能の維持・向上	<input type="radio"/> 小規模サービス類型の創設、多機能型の支援などによる地域の核としての役割を支援。 <input type="radio"/> 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。		<input type="radio"/> 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。

今後の保育制度の姿(案)

(事務局の整理による考え方の比較表)

※関係者の多様な考え方の中から典型的なものを事務局において整理したもの。

1 保育の必要性等の判断

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1) 基本的仕組	<p>○ 市町村が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② (需要が供給を上回る場合)利用希望者間の優先度 ③ 受入先保育所の決定 <p>を一体として判断。</p> <p>※ 受入先保育所が足りない場合は、保育の必要性・量について、独立した判断はなされず</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の必要性・量の判断が独立してなされないため、需要が明確にならない。 ● 保育の実施義務の例外ともあいまって、十分なサービス量の拡充が進まない。 </div>	<p>○ 市町村が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育の必要性・量 ② 優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭、虐待等)かどうか <p>を判断。</p> <p>※ 保育の必要性・量について、受入先保育所の決定とは独立して判断を実施。 → 客観的に必要性が判断された者に対する例外ない受給権付与により、需要も明確化。</p> <p>※ 保育所に応諾義務(正当な理由なく拒んではならない)と、優先的に利用確保されるべき子どもの優先受入義務</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<p>○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下にバウチャー額を決定。</p> <p>○ 利用確保されにくい者には、バウチャー額を上乗せ。</p> <p>◇ 保育所が保育の必要性・量について確認する方法も考えられる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実際の保育の利用の可否・量・質等は、事業者の設定する価格の支払いの可否により決まるため、所得による階層化が避けがたい。 ● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、バウチャー額の上乗せでは、確実な利用確保が図られないおそれ。 ◆ 保育所が確認する方法の場合、確実な確認が難しく、財政膨張のおそれ。 </div>
(2) 判断基準の設定	<p>○ 給付対象範囲(短時間就労者、求職者等)、優先的に利用確保されるべき子ども(母子家庭・虐待事例等)の基本的事項については国が基準を設定。</p> <p>○ その上で、地域の実情に応じた基準の設定を可能に(人口減少地域での子ども集団の保障、きめ細かな判断基準等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<p>○ すべての子育て家庭を対象。 (既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャー等で配分。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。 ● 一方、十分なバウチャーを支給するためには、財源確保が必要。 </div>	

1 保育の必要性等の判断 (続き)

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(3) 判断基準の内容 (給付対象範囲)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労を理由とするものについては、以下のとおり整理。 <ul style="list-style-type: none"> ・短時間就労者に対しても就労量に応じた必要量を判断。 ・昼間の保育を基本としつつ、<u>早朝・夜間</u>など時間帯にかかわらず必要量を判断。 ・求職者に対しても必要性を認める。 ○ 就労以外の事由(同居親族の介護、保護者の疾病・障害等、虐待事例等)についても保障。 ○ 同居親族の有無を問わず必要性を認める。 ○ 専業主婦家庭に対しても一定量の一時預かりを保障。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 優先的に利用確保すべき子ども(母子家庭、虐待事例等)に加え、需要が供給を上回る地域における対象者間(例：フルタイム勤務者と短時間勤務者)の優先度の判断の必要性の有無・方法等についてさらに検討。 ※ 短時間勤務者など定期的・短時間利用や、不定期勤務者について、フルタイム利用と受け皿を別とすることは、基本的に個々の事業者の判断と考えられるが、新たな給付類型を設けるかどうかさらに検討。 ※ 専業主婦家庭など不定期・一時的利用については、就労者など定期的利用とは、別の受け皿とすることを基本とし、一時預かりとして保障。 ※ 保護者が非就労である障害児については、障害者施策との関係も含め、さらに検討。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>すべての子育て家庭を対象とする。</u>(既存の財源を、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い区分により、均等にバウチャーで配分。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。 ● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が、就労家庭か専業主婦家庭か等の粗い確認の下にバウチャー額を決定。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記と同様。 </div>
(4) 給付上限量	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度を維持。 (11時間の開所時間内における8時間の利用を基本。11時間の開所時間を超える利用(延長保育)については、実施の有無・保育料の設定ともに、各市町村又は保育所の判断による。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該市町村又は保育所の設定する開所時間(例:7時~18時)に利用時間帯が合致するか否かで、利用できる量や保育料が決まり、不公平な側面(早朝・夜間にまたがった利用者等)。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ごとに、給付上限量(時間)を、例えば週当たり2~3区分程度で判断。 ○ 働き方の見直しと同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。 ※ 当該時間を超える利用(超過勤務等に伴う利用)に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。 </div>	

1 保育の必要性等の判断（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(5)優先的に利用確保されるべき子どものための仕組み	<p>○ 優先的に利用確保されるべき子ども（母子家庭・虐待事例等）については、市町村が保育の必要性・量の判断と併せ、優先度を判断。</p> <p>○ 市町村が、入所保育所を決定。</p> <div data-bbox="405 560 987 719" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、選択権が十分保障されない場合があり得る。 </div> <p>○ 虐待事例など、保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースについては、市町村が保育の利用申込みの勧奨等により意思決定を補佐するとともに、必要な場合は児童養護施設等への措置を実施。 （こうした市町村としての公的関与の中で、虐待事例等について、関係機関が連携する市町村の支援のネットワークに適切につないでいく仕組みが必要。）</p> <p>※ 低所得者、障害などを理由に、事業者の不適切な選別により、サービス利用ができなくなることはないよう、公正な選考を保障する仕組みについて、さらに検討。</p>	<p>○ 保育所に、応諾義務（正当な理由なく利用を拒んではならない）を課すとともに、優先的に利用確保されるべき子どもから、受入れを行う優先受入義務を課す。</p> <div data-bbox="1003 592 1570 743" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優先的に利用確保されるべき子どもが緊急的に生じた場合の受け皿の確保策についてさらに検討。 </div>	<p>○ 保育の必要性が高い子どもについては、バウチャー額を上乗せ。</p> <div data-bbox="1608 539 2145 815" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優先的に利用確保されるべき子どもについて、確実な受入れが担保されず、選択権も保障されない。 ● 保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースの解決が困難。 </div>
(6)「欠ける」という用語の見直し	<p>○ 「保育に欠ける」という用語について、例えば「保育を必要とする」など、今後の保育制度の姿にふさわしいものに見直すこととする。</p>		

2 保育の提供の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1)利用保障の 基本的仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度維持(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障) ○ 現行の「保育の実施義務」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。 ※ 過去、市町村の事業で同化・定着したものは、一般財源化される傾向 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村の判断に委ねる仕組みを維持する以上、より厳格な運用を求めても、厳しい市町村財政の中、自ずと限界がある。(長期にわたり、市町村の努力が続けられてきた結果として、待機児童の解消に至らない現状) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与。 ○ 市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用支援(利用調整等)からなる実施責任を課す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャー額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。 ● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。 </div>
(2)利用方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村-利用者、市町村-保育所との間に契約関係があり、利用者と保育所の間には契約関係なし) 【現行制度維持】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者と保育所が協働して機動的により良い保育を目指していく関係になりにくい(保育所においてニーズに即応した対応がしづらいという声もある。) ● 今後の需要動向が個別の保育所に伝わりにくいなど、供給増が適切になされにくい。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村-利用者、市町村-保育所との関係・適切な関与に加え、利用者が保育所と受給権に基づく公的契約を結び、より向合う関係に。【新たな三者関係】 ※ 利用者の保育所への申込み手続や、保育所の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の関与や、第三者も含めたコーディネート等の仕組みについてさらに検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。【市場原理の直接契約】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の必要性が高い子どもの利用が確保されないおそれ ● 需要が供給を上回る地域において、利用者の申込みや、事業者の募集・選考における混乱が生じるおそれ </div>
(3) 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮	(現行制度を維持)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の申込み手続や、事業者の募集・選考等の円滑・公平な実施のため、市町村の一定の関与(利用調整等)や、第三者によるコーディネートの仕組みについて、さらに検討。 	

3 参入の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(1)参入の基本的 仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来の児童数減少等を勘案し、裁量性ある現行の都道府県の認可制度を存置(待機児童がいても認可拒否が可能) 【現行制度維持】 ○ 施設整備費や運営費の国庫負担引上げ等で参入を期待。 <div data-bbox="394 555 954 850" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 必要な保育量の拡充が図られず、女性の労働市場参加が進まないことにより、我が国の社会経済が縮小均衡に陥り、ひいては社会保障全体の持続可能性にかかわる。 ● 税源委譲・地方分権の強い流れの中で、国庫負担割合の大幅な引き上げは非現実的。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的基準を満たす事業者は、給付対象とする仕組みとする。【客観的基準による指定制】 <div data-bbox="999 499 1559 608" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。(市町村と保育所の間には 給付等に関する関係性なし) 【自由市場】 <div data-bbox="1615 475 2141 600" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の質が担保されず、子どもの良質な育成環境が保障できない。 </div>
(2) NPO法人 等に対する 施設整備補助	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度を維持。 (施設整備費補助は、解散時に財産を国庫返納することとなっている社会福祉法人に限定すべき。) <div data-bbox="394 1034 954 1174" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初期投資費用が回収できないため、多様な主体の参入が図られず、必要な保育量の拡充が進まない。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設整備費(減価償却費)については、運営費に相当額を上乗せを検討。 ○ 集中的な整備を促進するための補助や、経過期間における改修費用等の補助は維持。 <div data-bbox="999 1054 1559 1163" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた供給が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が、自由に設定する利用料において、施設整備費用も回収。 <div data-bbox="1615 991 2141 1131" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の設定する価格の支払いの可否により決まるため、所得による階層化が避けがたい。 </div>
(3)運営費の 使途制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行制度を維持。 (保育所運営費の当該保育所以外の充当を制限する現行の仕組みを維持。) <div data-bbox="394 1353 954 1493" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運営実績を有する法人による新規の保育所開設が行いにくく、必要な保育量の拡充が進まない。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他制度の例も参考に見直し。 ※ 社会福祉法人会計基準の適用については、指導監督の適切性が確保できるかどうか等の観点も含め、引き続き検討。 <div data-bbox="999 1353 1559 1549" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式配当の可否等について、事業運営の安定性確保、保育事業以外への資金の流出の妥当性等の観点も含めさらに慎重に検討。 ● 保育士の処遇へ与える影響について、さらに検討が必要。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式配当等を含め、自由。 <div data-bbox="1615 1294 2141 1402" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不適切な水準の株式配当等が行われるおそれ。 </div>

3 参入の仕組み（続き）

	現行制度維持 （「運用改善+財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等+財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
(4)多様な提供主体の参入や、量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督	<ul style="list-style-type: none"> ○ 突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることがないように措置（指定の際の基準のあり方、公的関与のあり方、事業者に対する監査のあり方等）について、さらに検討。 ○ また、公費による給付の適正性を確保するための方策のあり方についても、併せて、さらに検討する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 競争（市場において選択されない事業者の撤退）により、質の確保を図る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市場を通じた淘汰には時間を必要とし、悪質な事業者によるサービス提供を受けた子どもの不利益は撤回が困難。 </div>

4 最低基準、5 費用設定、6 給付方式

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
4 最低基準	○ 客観的基準を満たす事業者を給付対象とし、保育の質を確保。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 【想定される課題】 <ul style="list-style-type: none"> ● ただちに基準を満たすことが困難な認可外保育施設の質の引き上げ ● 給付対象となるサービスのみでは需要を満たし得ない地域における公平性の確保 </div>		○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーを充当。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 【想定される課題】 <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の質が担保されず、子どもの良質な育成環境が保障できない。 </div>
5 費用設定	○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格(公費による補助額+利用者負担額)を公定。【公定価格】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 【想定される課題】 <ul style="list-style-type: none"> ● 付加的サービスについての価格設定等の取扱いについて、さらに検討。 </div>		○ 事業者が自由に価格を設定。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 【想定される課題】 <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の利用の可否・量・質等は、支払い能力により決まるため、所得によるサービスの階層化が避け難い。 ● 需要が供給を上回る地域における価格の高騰が避けられず、価格により需給が調整される結果として、女性の労働市場参加が十分進まない。 ● 低所得層の負担軽減が十分でない。 </div>
6 給付方法 (補助方式)	○ 現行制度を維持。 (市町村が保育所に月単位で運営費を支払い、市町村が利用者から保育料徴収。)	○ 市町村が利用者に対する給付義務を負うが、実務上は市町村が保育所に対して支払い(代理受領)。利用量(必要量)に応じた単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮。 ○ 保育料徴収は、保育所が行うことを基本としつつ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また事業者への影響に配慮した方策(市町村の関与等)をさらに検討。	○ 市町村が利用者へバウチャーを支給(直接補助)。 ○ 利用者が、一定額のバウチャーに自己負担を上乘せし、市中の事業者支払い。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> 【想定される課題】 <ul style="list-style-type: none"> ● 上欄に同じ。 ● 保育料未納の場合に、子どもの保育が確保されない可能性。 </div>

7 認可保育所の質の向上

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
最低基準のあり方	○ 地域によって子どもに保障される保育の質が異なることはあってはならず、最低限の水準を確保すべき。		○ 幅広く利用者が選択した事業者のサービスにバウチャーの充当を可能とする。
保育の質の具体的向上	○ 子どもの最善の利益を保障し、子どもの健やかな育ちを支援するため、保育を直接受ける子どもの視点をいかに担保できるかという視点に立って、保育の質の維持・向上を図っていくことが必要。 その上で、保育の質を考える上では、子どもとともに親が成長することの支援、子どもと親が地域社会とのつながりを強める場としての機能、保護者と保育所がともに子どものことを考える環境、保護者の満足感等の視点も重要。 ○ 認可保育所は、保育を必要とする子どもの健やかな育ちを支援する場の要であり、今後とも、その「質」を確保しながら「量」の拡充を図っていくことが必要。 ○ 親支援の必要性、障害児の受け入れの増加、一人親家庭の増加等、家庭環境の変化等に伴って保育所に求められる役割や、専門性の高まり等に対応した保育の質の向上(職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等)について、財源確保と併せさらに検討。 ※ 保育の実施に責任を有する市町村が保育所の質の確保のために取り組むことや第三者評価も含めた各保育所の運営の検証・評価の取組を進めることなども重要。 ※ 保育の質の維持・向上のためには、行政による監査の徹底・強化、保育士と子どもとの間の安定的関係の観点から離職率といった点を把握・点検できる仕組み、保育士の職場環境が変わる中実際の保育現場で実践できる保育士の育成・研修、保育士の特性と能力を最大限発揮するための職場のマネジメントなども重要。 ○ 施設長や保育士に対する研修の制度的保障の強化や、実務経験と研修受講を通じてステップアップが図れる仕組み(専門性ある保育士や、現場の保育士を指導助言する役割など)について、また、研修の受講を可能とするためにも配置基準の見直しについて、財源確保と併せさらに検討。 ○ さらに、実務経験と研修受講を通じステップアップした者の配置に関しては、給付において評価する等により、処遇改善を併せて進めていくことについて、財源確保と併せさらに検討。 ※ 量の抜本的拡充を進めるに当たり必要な保育士の計画的養成につき、さらに検討。 ※ 研修の制度的保障の強化に当たっては、認可保育所のみならず、認可外保育施設まで含め、地域内のすべての保育従事者に対して行うものとする方向で、さらに検討。 <div data-bbox="459 1260 1523 1332" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【想定される課題】 ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div>		<div data-bbox="1624 295 2150 406" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 【想定される課題】 ● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。 </div> ○ 競争(市場において選択されない事業者の撤退)により、質の確保を図る。 <div data-bbox="1601 638 2161 901" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【想定される課題】 ● 市場を通じた淘汰には時間を必要とし、悪質な事業者によるサービス提供を受けた子どもの不利益は撤回が困難。 ● コスト削減を目的に、従事者の処遇が悪化し、結果として子どもの不利益になるおそれ。 </div>
保育の質に関する継続的な検証の仕組みの構築	○ 保育の質が子どもの育ちに与える影響等について、科学的・実証的な調査・研究により、継続的に検証を行っていく仕組みを構築する。		-

8 認可外保育施設の質の引上げ

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
認可外保育施設の質の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低基準を満たした施設を給付対象とすることを基本。 ○ 認可外保育施設に対しては、指導強化により対応すべき。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財政支援なしに指導強化のみで質の引上げを図るのは困難と考えられる。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可外保育施設を現に利用している子どもを含め、すべての子どもに健やかな育ちを保障する観点から、最低基準への到達に向け、一定水準以上の施設に対して、一定期間の経過的な財政支援（最低基準到達支援）が必要。 ※ どの水準の施設まで経過的な最低基準到達支援の対象とするかはさらに検討。 ※ 無資格の従事者が業務に従事しながら資格取得を図る仕組みを含め、認可外保育施設の従事者に対する研修のあり方等をさらに検討。 ※ 最低基準を満たす保育の量の拡充や、認可外保育施設の経過的な最低基準到達支援を行ってもなお、給付対象サービスのみでは需要を満たし得ない地域における利用者間の公平性の確保の方法については、さらに検討。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一定期間経過後も移行できない施設をどうするかさらに検討。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。 </div>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可外保育施設の質の確保・向上に向けて、都道府県の指導監督の強化とともに、地域内のすべての保育従事者を対象とした研修の実施や、地域内の認可保育所や子育て支援に関わる者とのネットワーク形成など、市町村と連携した取組をさらに検討。 		
小規模サービス類型の創設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。 </div>
早朝・夜間保育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早朝・夜間帯の保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可・認可外を問わず、バウチャーを充当可。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育の質が担保されず、子どもの良好な育成環境が保障できない。 </div>

9 地域の保育機能の維持・向上

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
小規模サービス類型の創設	○ 家庭的保育(保育ママ)事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設することにより、人口減少地域における生活圏域での保育機能の維持を図る。(※必要な基準等については、さらに検討。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【想定される課題】 ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div>	○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【想定される課題】 ● 保育基盤が維持されないおそれ。 </div>	○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【想定される課題】 ● 保育基盤が維持されないおそれ。 </div>
多機能型の支援	○ 人口減少地域において、保育所が、地域子育て支援拠点や児童館、放課後児童クラブなどの役割を併せて担う「多機能型」を支援することにより、地域の子育て支援の拠点として、また、地域社会の核としての役割を果たすことを支援する。(※必要な基準等については、さらに検討。) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【想定される課題】 ● 財源確保と併せてさらに検討。 </div>	○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【想定される課題】 ● 保育基盤が維持されないおそれ。 </div>	○ 需要に見合った最適なサービス提供が市場を通じてなされることに期待。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 【想定される課題】 ● 保育基盤が維持されないおそれ。 </div>
人口減少地域における保育機能のあり方	○ 人口減少地域の実情に応じ、保育所が担ってきた機能のあり方について、認定こども園の活用も含め、さらに検討。		—

10 多様な保育サービス

	<p>現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)</p>	<p>新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)</p>	<p>市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式</p>
<p>休日保育 夜間保育</p>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>現行制度を維持。(市町村による「保育の実施義務」の履行を通じた保障)</p> <p>ただし、現行の「保育の実施義務」に関する例外規定(付近に保育所がない等やむを得ない場合は、その他適切な措置で足りる)については、より厳格な運用を行うよう市町村に周知徹底。</p> <p>○ 認可保育所の中での実施の要否を市町村の判断に委ねた上で、必要な増し経費を奨励的に補助する仕組み。実施保育所数は抑制可(認可に裁量性。また補助対象も裁量的判断。)</p> <div data-bbox="421 1109 943 1193" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 量の拡充が十分に進まない。 </div>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>客観的に必要性が判断された者に、受給権を例外なく付与(保育の給付義務)</p> <p>市町村に保育の費用の給付義務や、地域の提供基盤の整備計画等を通じた提供体制整備責任や利用調整等の支援からなる実施責任を課す。</p> <p>○ 曜日や時間帯を問わず、個人に必要な保育量が認められ、受給権が付与される仕組み。(裁量性のない指定制。)</p> <p>※ 利用者が限られ、需要が分散していることにかんがみ、市町村による計画的な基盤整備の仕組みをさらに検討。</p> <p>※ 児童人口が少ない等により、市町村単位では需要がまとまらない地域における実施方法について、さらに検討。</p> <p>※ 夜間保育については、その特性を踏まえ、必要な基準等について、さらに検討。</p> <div data-bbox="1003 1125 1547 1273" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	<p>○ 保育のサービス保障の基本的な仕組みが以下のとおり。</p> <p>個人に一定額のバウチャーの受給権を付与。(市町村にバウチャーの給付義務)</p> <p>○ 利用者が一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。実施保育所数は、市場に委ねられる。</p> <div data-bbox="1608 986 2130 1284" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャーの額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない(いわば価格により需給調整が図られる)。 ● 一方、十分な額のバウチャーを支給するためには、財源確保が必要。 </div>

10 多様な保育サービス（続き）

	現行制度維持 （「運用改善＋財源確保」案）	新たな保育の仕組み （「サービス保障の強化等＋財源確保」案）	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
延長保育 特定保育	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。	○ 基本的枠組みは休日・夜間保育と同じ。 （就労量に応じ、保育の必要量が認められることに伴い、連続的にサービス保障がなされる。） ○ 延長保育については、利用者ごとに、給付上限量（時間）を、例えば週当たり2～3区分程度で判断。働き方の見直しが同時に進められるべきであることを踏まえ、就労時間と通勤に要する時間を考慮し、さらに検討。 ※ 当該時間を超える利用（超過勤務等に伴う利用）に対する財政支援のあり方についてはさらに検討。 ※ 延長保育利用者が少ない場合に、ファミリーサポートセンター等を含め、子どもにどのように最適な保育を提供していくか、さらに検討。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給付上限量を超える利用に一定の支援を行う場合、働き方の見直しの観点も踏まえ、負担のあり方を併せて検討。 </div>	○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。
小規模なサービス類型の創設	○ 家庭的保育（保育ママ）事業に加え、新たな小規模保育サービス類型を創設。（※必要な基準等については、さらに検討。）		○ 基本的に休日・夜間保育と同じ。
病児・病後児 保育		○ 事業者参入に関し、裁量性のない指定制を導入。 ○ 実績を評価しつつ、安定的運営も配慮した給付設定を行う。 ※ 働き方の見直しを同時に進めていく必要。 ※ 子どもの健康・安全が確保される水準の保障とともに、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組みをさらに検討。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● これまで抑制されてきた潜在的な保育需要が顕在化するため、財源確保が必要。 </div>	○ 利用者が一定額のバウチャーに自己負担を上乗せし、市中の事業者と直接契約。実施保育所数は、市場に委ねられる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【想定される課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バウチャーの額が不十分であれば、多額の自己負担を上乗せしなければ利用できず、女性の労働市場参加が十分進まない（いわば価格により需給調整が図られる）。 ● 一方、十分な額のバウチャーを支給しようとするれば、財源確保が必要。 </div>

11 情報公表・評価の仕組み

	現行制度維持 (「運用改善+財源確保」案)	新たな保育の仕組み (「サービス保障の強化等+財源確保」案)	市場原理に基づく 直接契約・バウチャー方式
情報公表・評価の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="371 347 2112 435">○ 利用者のより良い選択、情報の公表を通じたサービスの質の確保・向上等に向け、職員の雇用形態や経験年数等を含め、サービスの質に関する一定の情報について、事業者自身による情報公表の仕組みとともに、公的主体が事業者からの情報を集約して、客観的にわかりやすく情報提供する仕組みを制度的に位置づけ、具体化していくことを検討 <li data-bbox="371 475 2112 531">○ 第三者評価については、質の向上を図るための重要な仕組みであり、評価機関の水準の向上や評価項目のあり方、受審促進の方策等、より実効ある制度となるよう、さらに検討。 		

次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)

- 国民の結婚・出産・子育てに関する希望と現実の乖離を解決するためには、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解決が不可欠であり、①働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、②仕事と子育ての両立、家庭における子育てを支援する社会的基盤の構築の2つの取組を「車の両輪」として取り組むことが必要。
- このため、仕事と生活の調和の実現と、希望する結婚・出産・子育ての実現を支える給付・サービスを、体系的・普遍的に提供し、必要な費用について、次世代の負担とすることなく、国・地方公共団体・事業主・個人の負担・抛出の組み合わせによって支える具体的な制度設計の検討に直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進めるべき。

社会保障審議会 少子化対策特別部会における検討

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、社会保障審議会に少子化対策特別部会を設置(平成19年12月)。平成20年3月より新たな制度設計に向けた検討を開始。(※3月までは重点戦略で示された「先行して取り組むべき課題」について検討。)

《検討経過》

- 3/14(第4回)ーこれまでの議論の紹介とフリーディスカッション
- 3/21(第5回)ー現物サービスの現状と課題/サービス利用者・提供者のヒアリング
- 4/9(第6回)ー現金給付の現状と課題/費用負担の現状と課題
- 4/21(第7回)ー第4回～第6回を踏まえた議論
- 5/9(第8回)・5/19(第9回)ー次世代育成支援のための新たな制度設計に向けた基本的考え方

- 平成20年5月20日に新たな制度設計に向けた基本的考え方をとりまとめ。
(※平成20年3月までは、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において同時に示された「先行して取り組むべき課題」についての議論を実施。)
- その後も、税制改革の動向を踏まえつつ、速やかに検討を進める(9月5日より議論を再開)。

(社会保障審議会 少子化対策特別部会 委員構成)

岩 淵 勝 好	東北福祉大学教授	庄 司 洋 子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
岩 村 正 彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授	杉 山 千 佳	有限会社セレーノ代表取締役
内 海 裕 美	吉村小児科院長	野 呂 昭 彦	三重県知事
大 石 亜希子	千葉大学法経学部准教授	福 島 伸 一	日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
大日向 雅 美	恵泉女学園大学大学院教授	宮 島 香 澄	日本テレビ報道局記者
清 原 慶 子	三鷹市長	山 縣 文 治	大阪市立大学生活科学部教授
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授	山 本 文 男	福岡県添田町長
佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所教授	吉 田 正 幸	有限会社遊育代表取締役
篠 原 淳 子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局長		

(五十音順 敬称略)

少子化対策特別部会の経過

保育事業者検討会の経過

- 第10回 9月5日(金) 15:00~17:00
 - ・最近の動きの報告
 - ・ヒアリング(全国私立保育園連盟、全国保育協議会、日本保育協会)
- 第11回 9月18日(木) 17:00~19:00
 - ・次世代育成支援施策の全体像の確認、「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項の確認
 - ・ヒアリング(横浜市・保育園を考える親の会 普光院亜紀氏・全国学童保育連絡協議会 真田祐氏)
- 第12回 9月30日(火) 17:00~19:00
 - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて①
 - (保育サービスの必要性の判断基準・利用方式等について①)
- 第13回 10月6日(月) 17:00~19:00
 - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて②
 - (保育サービスの必要性の判断基準・利用方式等について②、事業者参入について①、保育サービスの質の向上について①)
- 第14回 10月14日(火) 17:00~19:00
 - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて③
 - (事業者参入について②、認可外保育施設について①)
 - ・ヒアリング(東京都)
- 第15回 10月22日(水) 15:00~17:00
 - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて④
 - (認可外保育施設について②、保育サービスの質の向上について②)
 - ・ヒアリング(東京大学名誉教授 小林登氏、新宿せいが保育園園長 藤森平司氏)
- 第16回 10月29日(水) 15:00~17:00
 - ・放課後児童クラブについて①
 - ・すべての子育て家庭に対する支援について
 - ・ヒアリング(バオバブ保育園ちいさな家園長 遠山洋一氏、特定非営利活動法人びーのびーの事務局長 原美紀氏)
- 第17回 11月11日(火) 17:00~19:00
 - ・放課後児童クラブについて②
 - ・地域の保育機能の維持・向上について
 - ・情報公表、第三者評価等について
 - ・これまでの議論の項目と保育サービス全体について①
- 第18回 11月21日(金) 10:00~12:00
 - ・これまでの議論の項目と保育サービス全体について②
 - ・経済的支援について①
 - ・社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担について①
- 第19回 12月3日(水) 15:00~17:00
 - ・経済的支援について②
 - ・社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担について②
 - ・これまでの議論の整理
- 第20回 12月9日(火) 17:00~19:00
 - ・社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)(議論のたたき台)について
- 第21回 12月16日(火) 15:00~17:00
 - ・社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)について

- 第1回 9月29日(月) 17:00~19:00
 - ・最近の動きの報告
 - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第2回 10月21日(火) 17:00~19:00
 - ・保育サービスの提供の新しい仕組みについて
 - (保育サービスの必要性の判断基準・利用方式について、事業者参入について)
 - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第3回 10月27日(月) 13:00~15:00
 - ・保育サービスの質の向上について
 - ・認可外保育施設について
 - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第4回 11月17日(月) 13:00~15:00
 - ・すべての子育て家庭に対する支援について
 - ・地域の保育機能の維持・向上について
 - ・情報公表、第三者評価等について
 - ・保育サービス全般について
 - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第5回 12月3日(水) 17:30~19:30
 - ・保育サービス全般について
 - ・少子化対策特別部会の議論について
- 第6回 12月10日(水) 15:00~17:00
 - ・保育サービス全般について
 - ・少子化対策特別部会の議論について

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計
に関する保育事業者検討会
開催要綱

1 目的

現在、地方自治体関係者や労使関係者などからなる社会保障審議会少子化対策特別部会において、『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』等に基づき、国・地方・事業主・個人の負担の組み合わせによって支える包括的な次世代育成支援のための具体的な制度設計について、税制改革の動向を踏まえつつ検討が進められているところであり、本年5月に「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」がとりまとめられたところである。

「経済財政改革の基本方針 2008」等において、「保育サービスに係る規制改革については、子どもの福祉への配慮を前提に、利用者の立場に立って、平成20年内に結論を出す」こととされており、今後、これに基づき、少子化対策特別部会においてさらに議論を進めることとしているが、この議論に資するため、雇用均等・児童家庭局長が、保育事業者等の参集を求め、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関して議論を行うため、本検討会を開催することとする。

2 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。

3 検討事項

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する検討等

4 運営

検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上、定める。

(別紙)

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計
に関する保育事業者検討会 名簿

伊東 安男	全国保育協議会副会長・建昌保育園園長
岩渕 勝好	東北福祉大学教授
岡 健	大妻女子大学家政学部准教授
木原 克美	全国私立保育園連盟常務理事・御池保育所園長
坂崎 隆浩	日本保育協会保育問題検討委員会委員長・野木保育園 理事長
佐久間貴子	株式会社ベネッセスタイルケア チャイルドケア事業部長
庄司 洋子	立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事・たんぽぽ保育園園長
永野 繁登	日本保育協会理事・玉川保育園園長
西田 泰明	全国保育協議会副会長・わかば保育園園長
西村 重稀	仁愛女子短期大学教授
宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
棕野 美智子	大分大学教授
山口 洋	株式会社 JP ホールディングス代表取締役

(五十音順 敬称略)

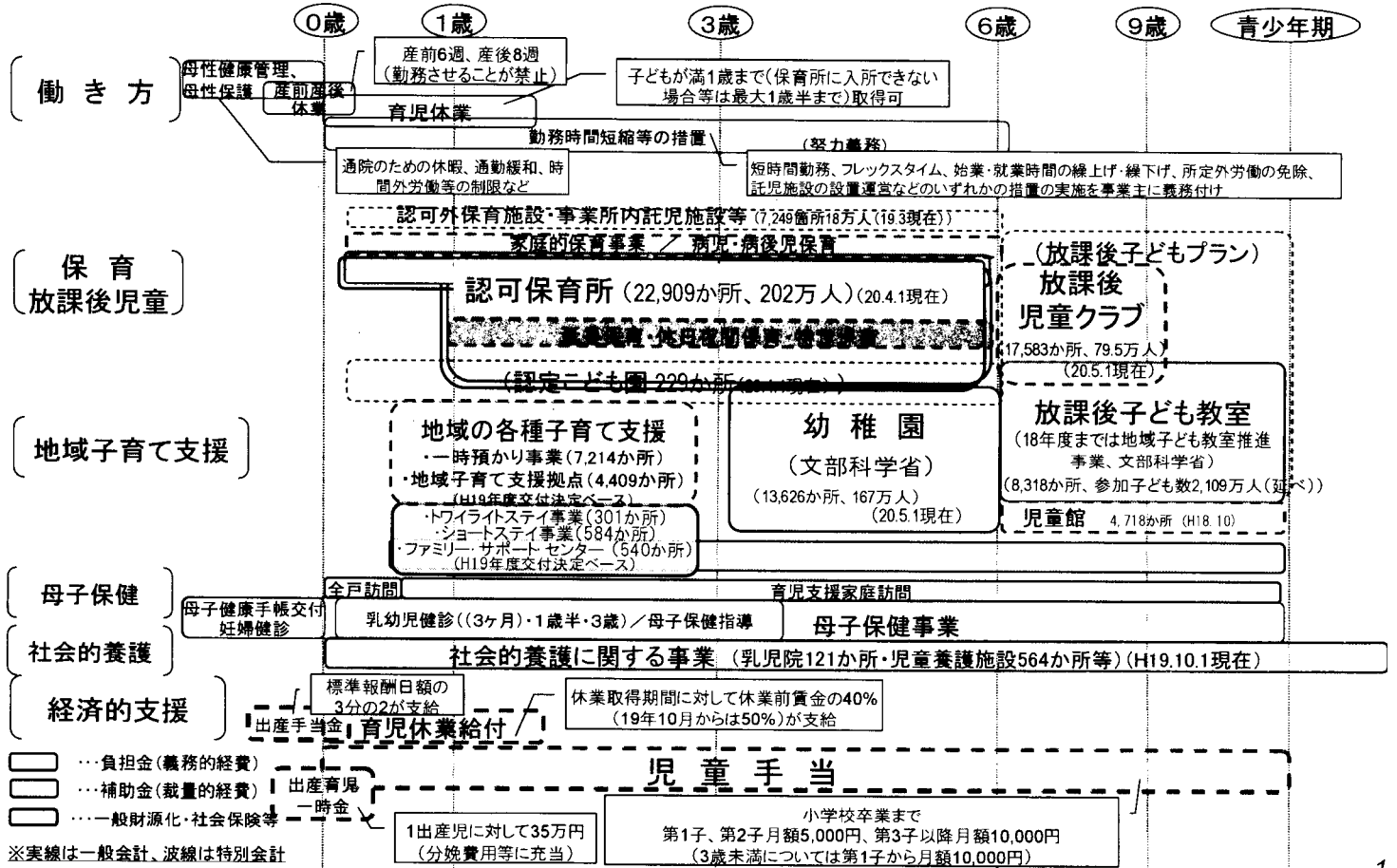
社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)
一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けて—
参考資料集(抜粋)

目 次

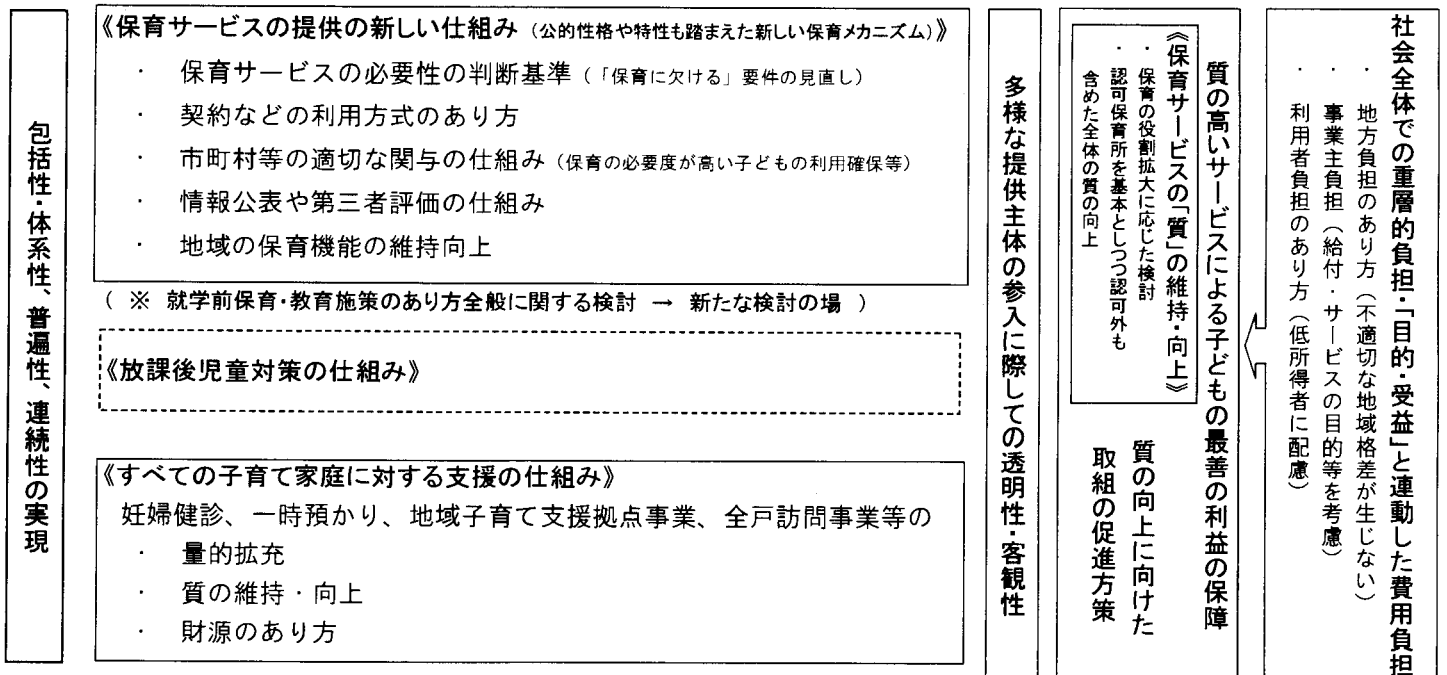
・次世代育成支援に関する制度の現状	1
・「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項(平成20年9月18日 少子化対策特別部会資料)	2
・子どものいる女性の就業希望	3
・労働市場参加が進まない場合の労働力の推移	4
・女性の就業希望を実現するために必要なサービス量(新待機児童ゼロ作戦)	5
・保育所待機児童の現状	6
・次世代育成支援の社会的コストの推計(給付の種類及び現金給付・現物給付別分類) (「子どもと家族を応援する日本」重点戦略)	7
・社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)(平成20年11月4日社会保障国民 会議提出資料)	8
・保育サービスの全体像	9
・多様な保育の取組の現状	10
・認可外保育施設数・利用児童数の推移	11
・認可外保育施設の規模	12
・認可外保育施設の年齢別入所児童数・設置主体	13
・認可外保育施設の開所時間	14

・人口減少地域に関連する保育制度の概要①(小規模保育所(認可保育所))	15
・人口減少地域に関連する保育制度の概要②(へき地保育所(認可外保育施設))	16
・過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状(定員・在所児数規模別の分布)	17
・へき地保育所の現状(定員・在所児数規模別の分布)	18
・過疎地域における幼児教育経験者比率	19
・放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移	20
・放課後児童クラブの実施状況	21
・子育ての孤立感	31
・子育ての負担感	32
・就学前児童が育つ場所	33
・他の社会保障制度における市町村事業の仕組み	34
・各種子育て支援事業の取組の現状	35
・各自治体における多様な取組(事例)	36

次世代育成支援に関する制度の現状



「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項



特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含
働き方の見直しの必要性

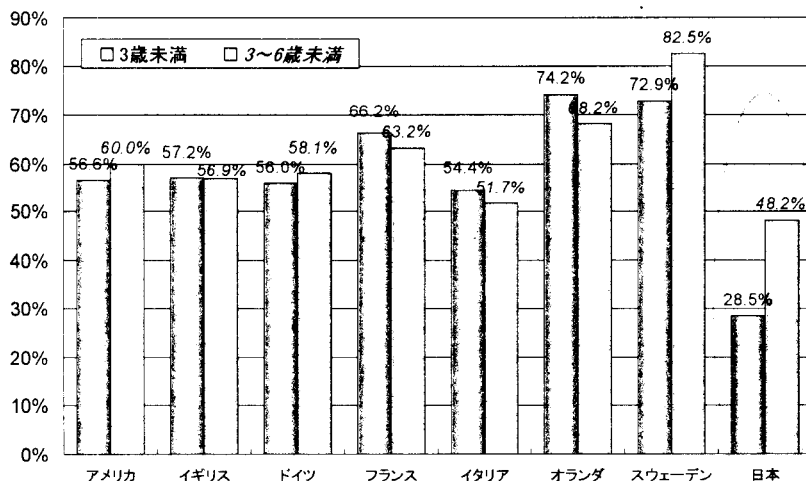
子どものいる女性の就業希望

○ 我が国では、諸外国に比べ、若い子どものいる母親の就業率が相当低い水準にあるが、現在、働いていない母親であっても就業希望のある者は多い。

末子の年齢別子どものいる世帯における母の就業状態(平成18年)

6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)

	末子の年齢			
	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳
子どものいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	32.5	51.4	62.9	71.2
就業者	31.0	50.3	61.6	70.5
完全失業者	1.2	1.7	1.3	1.4
非労働力人口	67.5	47.4	36.5	28.1
就業希望者	24.9	19.7	13.2	9.4



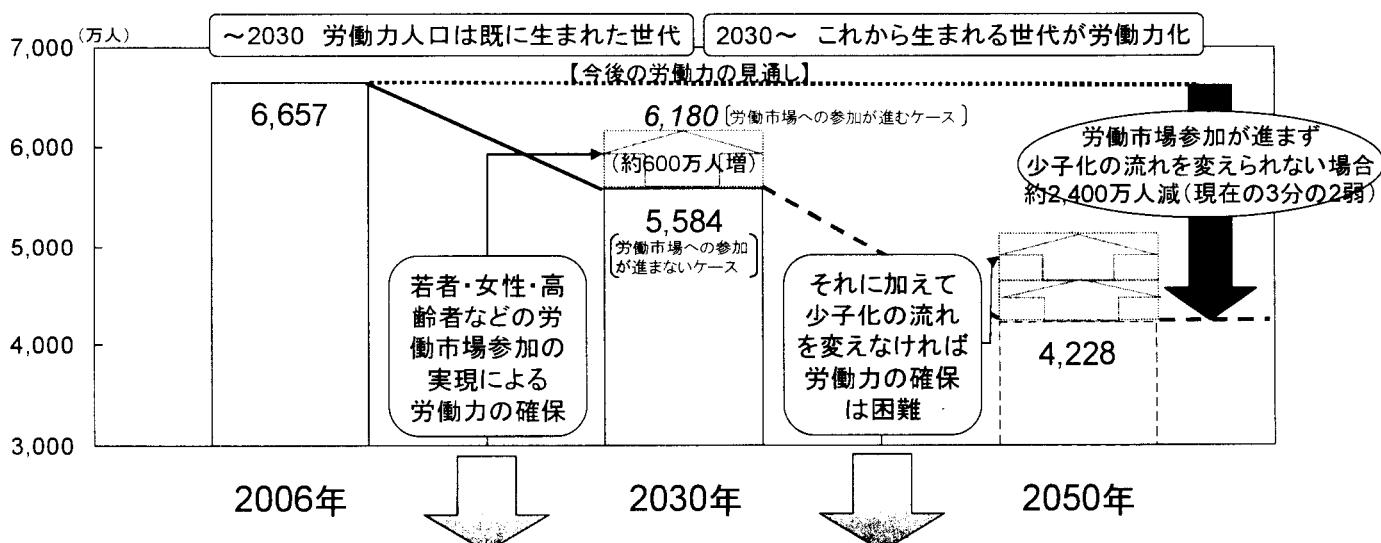
出典: 総務省「労働力調査詳細調査」(平成18年、年平均)

出典: OECD: Society at a Glance 2005

3

労働市場参加が進まない場合の労働力の推移

- 「就業」と「結婚や出産・子育て」の「二者択一構造」が解決されないなど労働市場への参加が進まない場合、日本の労働力人口は今後大きく減少(特に、2030年以降の減少は急速)。
- 若者や女性、高齢者の労働市場参加の実現と、希望する結婚や出産・子育ての実現を同時に達成できなければ、中長期的な経済発展を支える労働力確保は困難に。その鍵は仕事と子育ての「二者択一構造」の解決。



この2つの要請を同時に達成する必要 → 「二者択一構造」の解決が不可欠

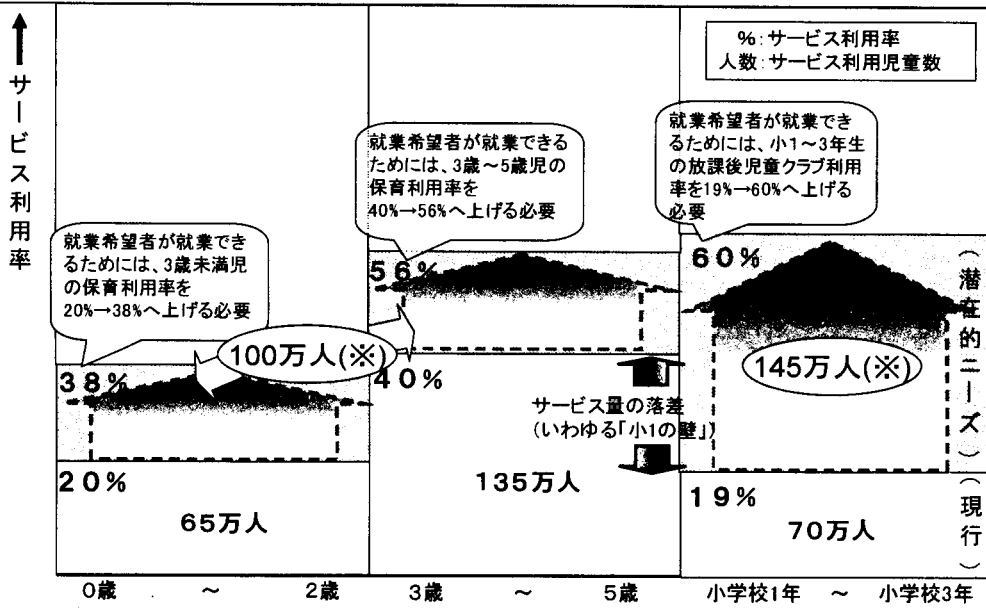
- ① 「結婚・出産」のために「就業」を断念すれば、女性の労働市場参加が実現せず、中期的(～2030年頃)な労働力人口減少の要因となり、
- ② 「就業」のために「結婚・出産」を断念すれば、生産年齢人口の急激な縮小により、長期的(2030年頃以降)な労働力確保が困難に。

(注)2030年までの労働力人口は雇用政策研究会報告(平成19年12月)。ただし、2050年の労働力人口は、2030年以降の性・年齢階級別労働力率が変わらないと仮定して、平成18年将来推計人口(中位推計)に基づき、厚生労働省社会保障担当参事官室において推計。

4

女性の就業希望を実現するために必要なサービス量 (新待機児童ゼロ作戦)

○ 現在働いていない幼い子どものいる母親の就業希望を実現するためには、相当量のサービス基盤が必要。
(「新待機児童ゼロ作戦」では、これらの就業希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充の必要性を提示。)



※潜在的ニーズの量は、現在の児童人口にサービス利用率を乗じたものであり、将来の児童数により変動があり得る。

(参考)

児童数 (2006年)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3
	108万人	105万人	109万人	112万人	115万人	117万人	118万人	118万人	119万人

【保育所、放課後児童クラブ単価(円)】

単価(事業費ベース・月額)	171,250円	101,417円	101,417円	49,417円	42,417円	42,417円	10,000円	10,000円	10,000円
単価(公費負担ベース・月額)	136,833円	67,000円	67,000円	22,000円	17,250円	17,250円	5,000円	5,000円	5,000円

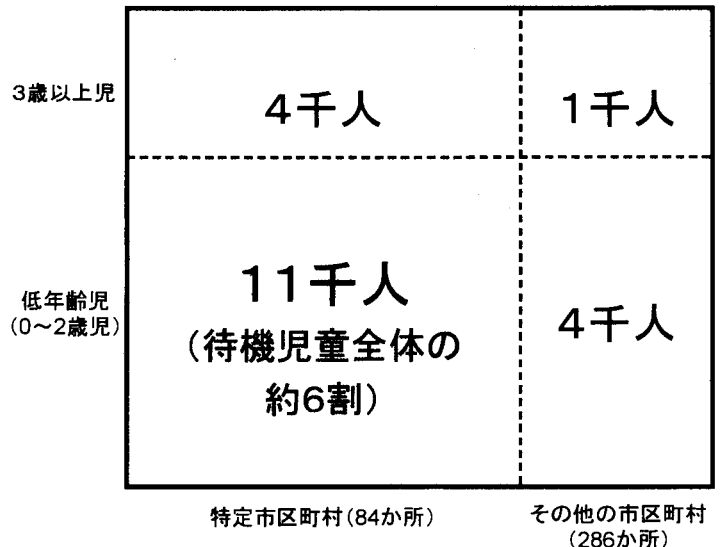
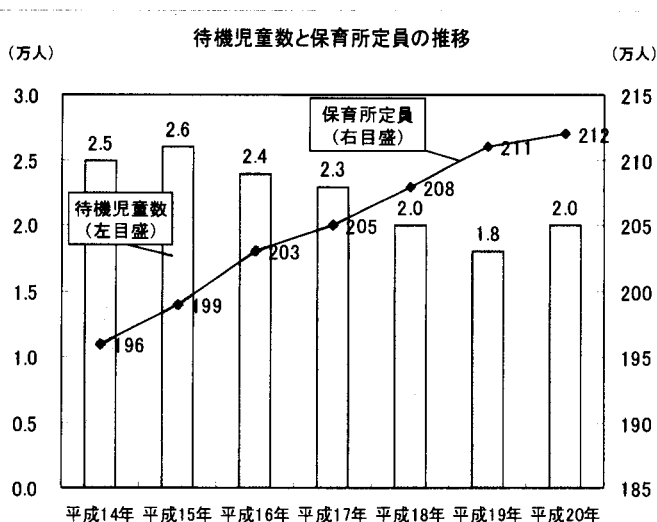
5

保育所待機児童の現状

- 平成20年4月1日現在の待機児童数は1万9,550人(5年ぶりに増加)。
- 過去5年間(H15→20年)で13万人分の保育所定員を整備したが、待機児童数は7千人しか減少していない。
(保育所定員が整備されても、潜在需要の顕在化が続き、待機児童が解消されない状況。)
- 待機児童が多い地域は固定化(待機児童50人以上の特定市区町村(84市区町村)で待機児童総数の約76%)。
- 低年齢児(0～2歳)の待機児童数が全体の約76%。

【保育所待機児童数と保育所定員の推移】

【保育所入所待機児童 2万人の内訳】



※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。
※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約7割。

次世代育成支援の社会的コストの推計(給付の種類及び現金給付・現物給付別分類)

	現金給付	現物給付
I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 《1兆3,100億円 → 2兆3,900億円～3兆3,100億円》	2,000 ～4,700億円 【追加所要額】 〔育児休業給付〕 2,800億円	【現行給付】 保育サービス 放課後児童クラブ 1兆300億円 【追加所要額】 〔保育サービス 放課後児童クラブ〕 8,600億円～1兆5,300億円
II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス 《2兆5,700億円 → 2兆8,300億円》	【現行給付】 児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 出産育児一時金 2兆600億円	【現行給付】 幼稚園 時預かり 5,100億円 【追加所要額】 〔時預かり〕 2,600億円
III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 《4,500億円 → 6,300億円》	妊婦健診等 各種地域子育て支援 各種児童福祉サービス 放課後子ども教室 2兆3,400億円 →2兆5,400億円～2兆8,100億円	【現行給付】 4,500億円 【追加所要額】 〔妊婦健診 地域子育て支援拠点 放課後子ども教室〕 1,800億円 《1兆9,900億円 →3兆2,900億円～3兆9,600億円》

(11/4 第9回社会保障国民会議 提出資料)

社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)

2025年度

(社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

	改革の方向性 (新たな施策)	2025年度	
		必要額 (公費ベース)	消費税率換算
基礎年金	○秩方式を前提とする場合	約15～31兆円	3 1/2～8%程度
	○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化 (免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収) 等	約2.9兆円	1%弱
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア、訪問介護・訪問看護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等) 等	約14兆円	4%弱
少子化対策	親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38～44%) (学齢期(小1～3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第1子出産後の継続就業率38%→55%)) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等	約1.6～2.5兆円	0.4～0.6%程度
合計	○秩方式を前提とする場合	約31～48兆円	8～12%程度
	○社会保険方式を前提とする場合	約19～20兆円	5%程度
社会保障の機能強化に加え 基礎年金の国庫負担割合 引上げ分を加味	○秩方式を前提とする場合		9～13%程度
	○社会保険方式を前提とする場合		6%程度

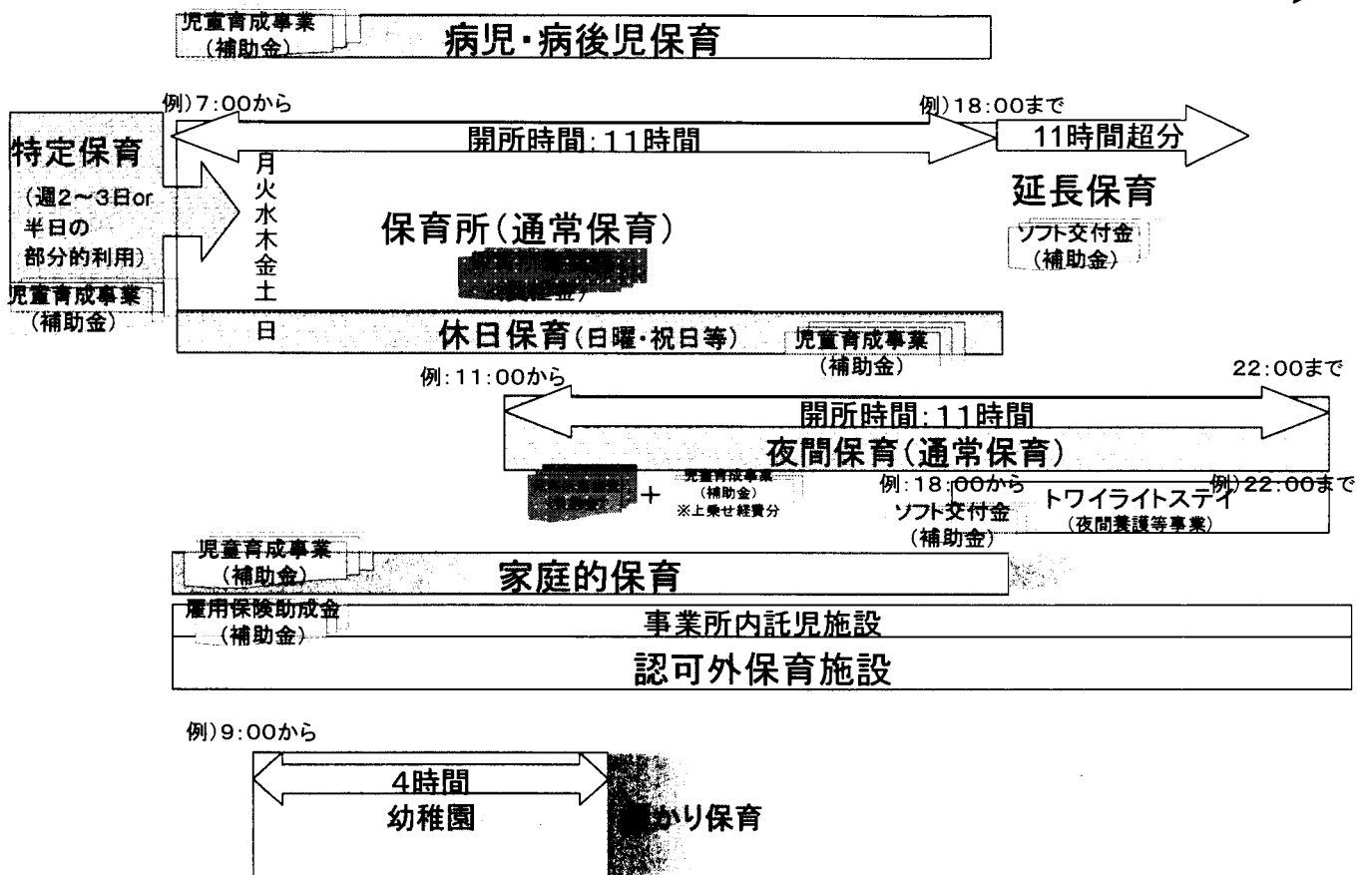
(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」,「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースⅡ-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2)少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

保育サービスの全体像

時間軸：(早朝)

(深夜)



多様な保育の取組の現状

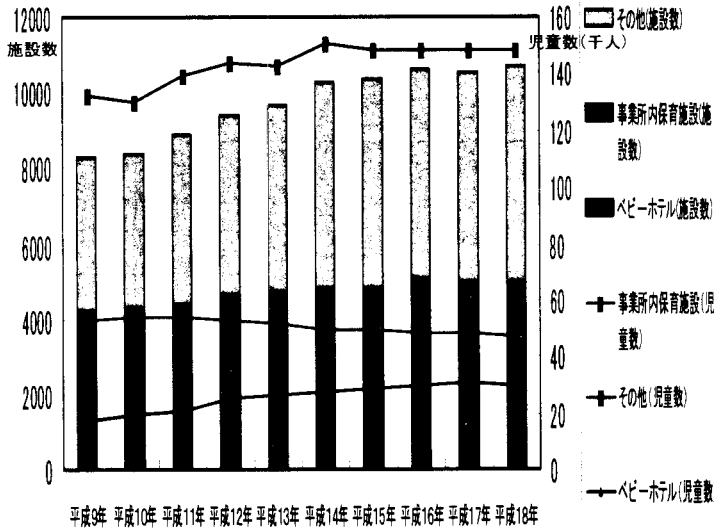
《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日)	保育所数: 22,909箇所 利用児童数: 202万人 (平成20年4月1日現在)	◆ 1小学校区当たり1.03か所
延長保育事業	11時間の開所時間を超えて保育を行う事業	15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の65.8%
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施)	875箇所 (平成19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の3.8% ◆ 1市区町村当たり0.48か所
夜間保育事業	22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間)	74か所 (平成20年3月31日現在)	◆ 認可保育所の0.32% ◆ 1市区町村当たり0.04か所
特定保育事業	週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業	927か所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所
病児・病後児保育事業	《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業	745箇所 (H19年度交付決定ベース)	◆ 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.41か所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの	家庭的保育者数: 99人 利用児童数: 331人 (H19年度交付決定ベース)	◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.05人

注: 市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

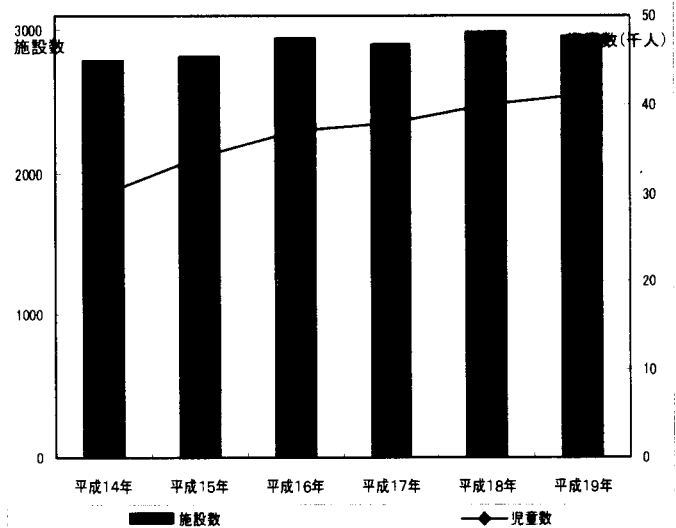
認可外保育施設数・利用児童数の推移

- 認可外保育施設数は約1万箇所、利用児童数は約23万人。認可保育所数の約1/2、利用児童数で約1割を占める。
- 利用児童数の近年の推移をみると、事業所内保育施設は減少傾向、ベビーホテルは増加傾向にあるが、全体としては横ばい傾向にある。
- そのうち、自治体独自の補助を受けるいわゆる「自治体単独保育室」の利用児童数は増加傾向にある。

認可外保育施設・利用児童数の推移



うち自治体単独保育室の推移

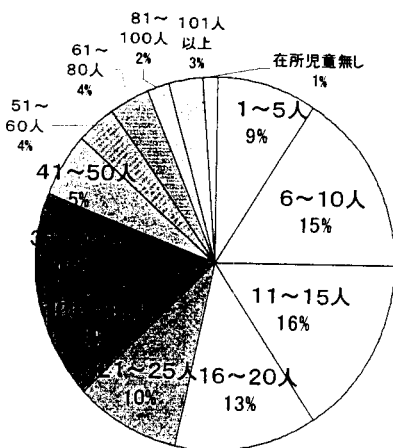


(資料)保育課調べ 11

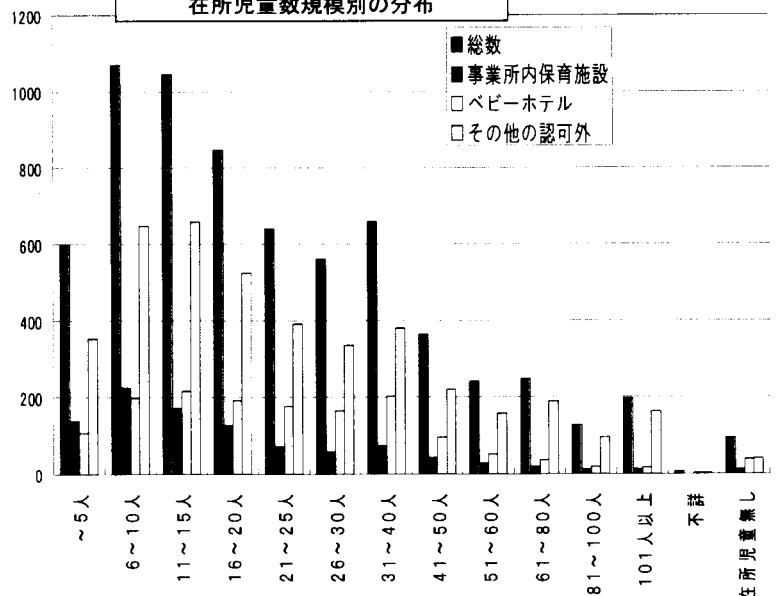
認可外保育施設の規模

- 認可外保育施設の在所児童数を見ると、20人以下が53%を占めている。
- 認可保育所の原則的な定員である60人超の規模は1割に満たない。

認可外保育施設の在所児童数規模別の構成比



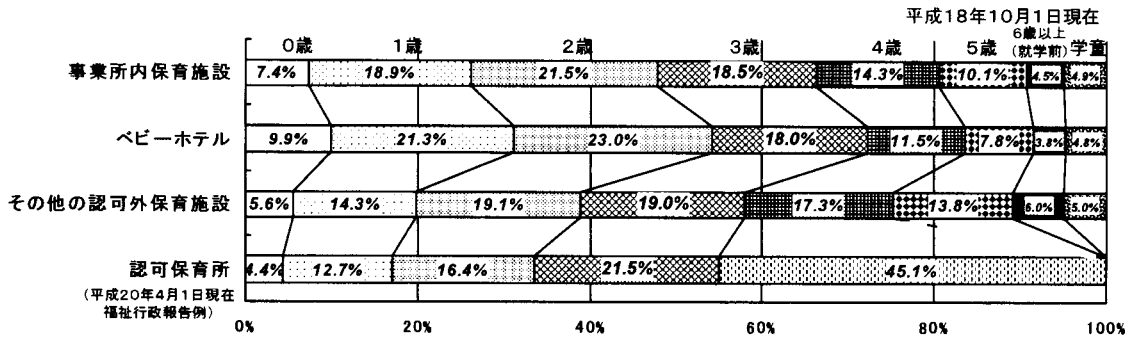
認可外保育施設の在所児童数規模別の分布



(資料)平成18年地域児童福祉事業等調査報告を特別に集計したもの

認可外保育施設の年齢別入所児童数

○ 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



認可外保育施設の設置主体

○ 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

(単位: %, ポイント)

各年10月1日現在

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

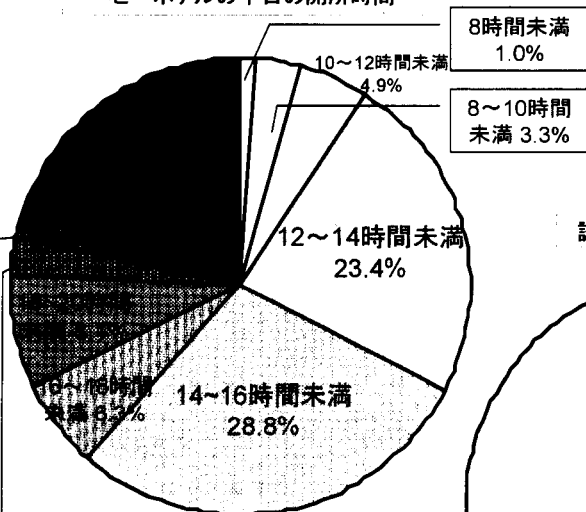
(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

13

認可外保育施設の開所時間

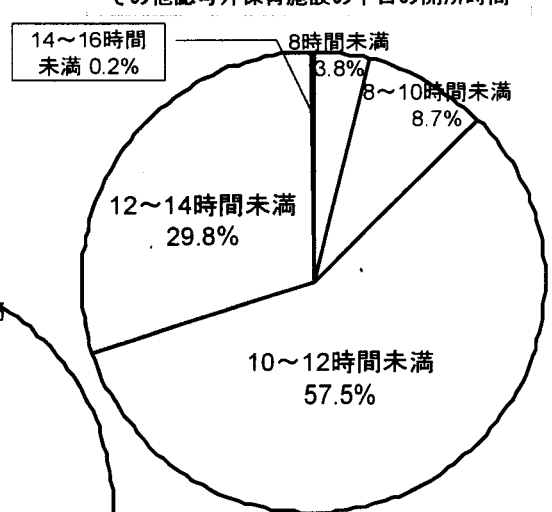
○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに対応している状況が伺える。

ベビーホテルの平日の開所時間



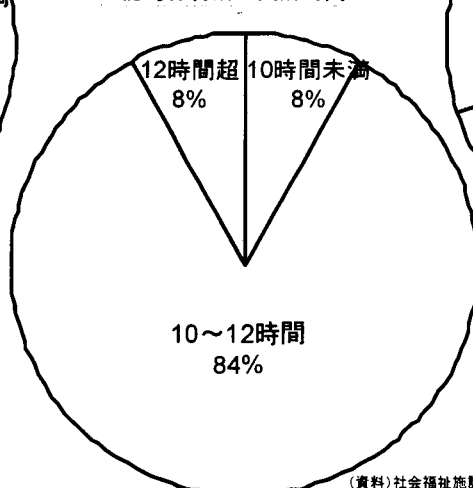
(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

その他認可外保育施設の平日の開所時間



(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

認可保育所の開所時間



(資料)社会福祉施設調査報告 (平成18年10月1日現在)

人口減少地域に関連する保育制度の概要①

(小規模保育所(認可保育所))

○ 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

- (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
- (2) 次のいずれかに該当
 - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
 - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
 - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
- (3) 定員20人以上
- (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

保育所の定員規模、設置、運営主体別施設数

定員規模別	公 営		私 営		計	
	実数 (か所)	構成比 (%)	実数 (か所)	構成比 (%)	実数 (か所)	構成比 (%)
～30	(613) 569	(5.2) 4.9	(631) 642	(5.8) 5.7	(1,244) 1,211	(5.5) 5.3
31～45	(1,215) 1,190	(10.3) 10.3	(842) 874	(7.7) 7.8	(2,057) 2,064	(9.1) 9.1
46～60	(2,155) 2,073	(18.3) 18.0	(2,635) 2,676	(24.2) 23.9	(4,790) 4,749	(21.2) 20.9
61～	(7,769) 7,678	(66.1) 66.6	(6,764) 7,018	(62.3) 62.6	(14,533) 14,696	(64.2) 64.6
計	(11,752) 11,510 (50.7)	(100.0) 100.0	(10,872) 11,210 (49.3)	(100.0) 100.0	(22,624) 22,720 (100.0)	(100.0) 100.0

資料 : 社会福祉施設調査報告(平成18年10月1日現在)
上段括弧書きは、前年10月1日現在

人口減少地域に関連する保育制度の概要②

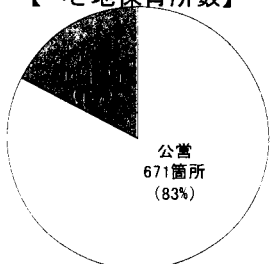
(へき地保育所(認可外保育施設))

○ へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。

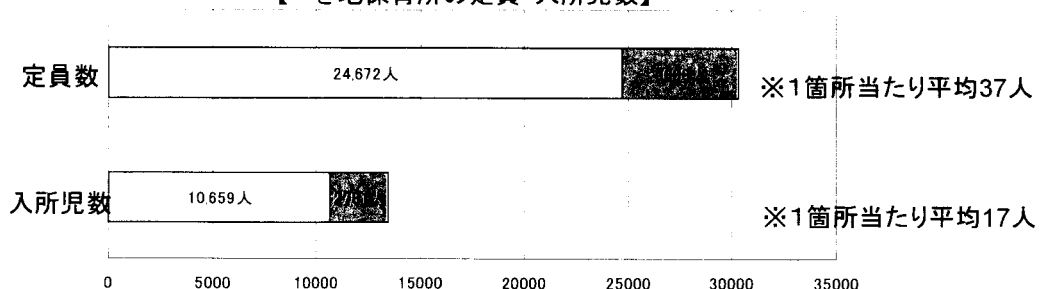
- (1) 設置場所が、以下の①～④にあること
 - ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
 - ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特勤手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
 - ③ ①・②を受けることとなる地域内
 - ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内
- (2) 設備・運営が以下の基準に合致すること
 - ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
 - ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
 - ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
 - ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
 - ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
 - ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること

○ 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



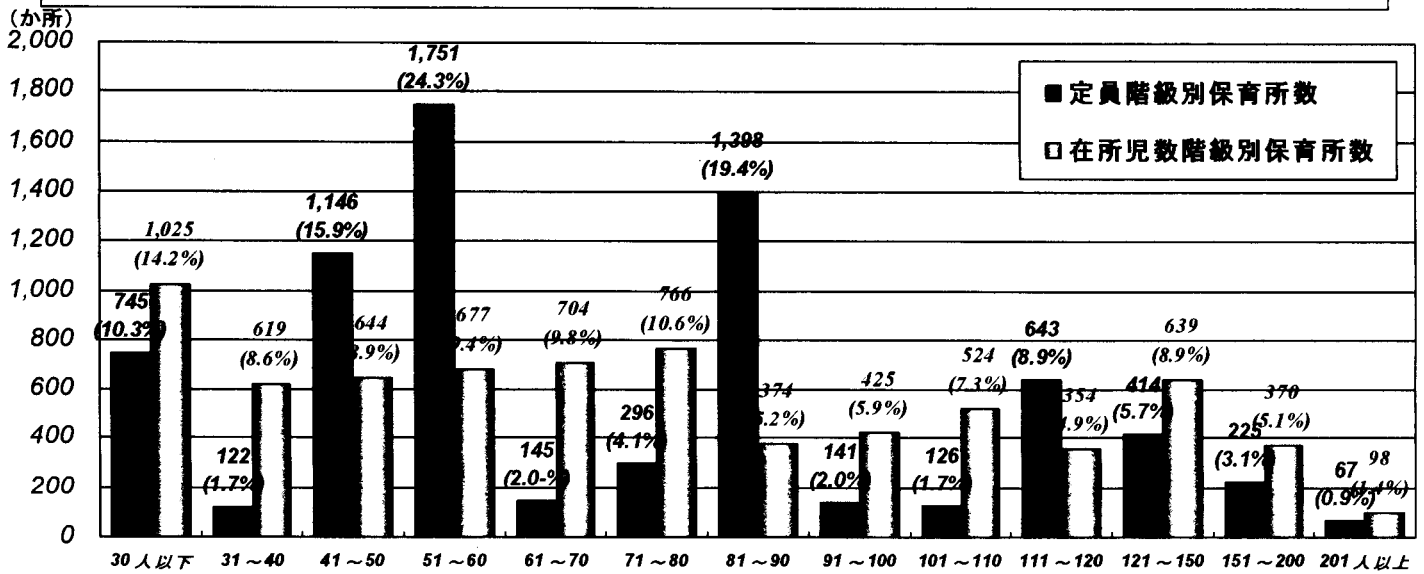
【へき地保育所の定員・入所児数】



※なお、次世代育成支援対策交付金の平成18年度交付決定数は6,766箇所

過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)
全国の定員
規模別分布

定員60人以下：35.3%

定員61～90人以下：27.6%

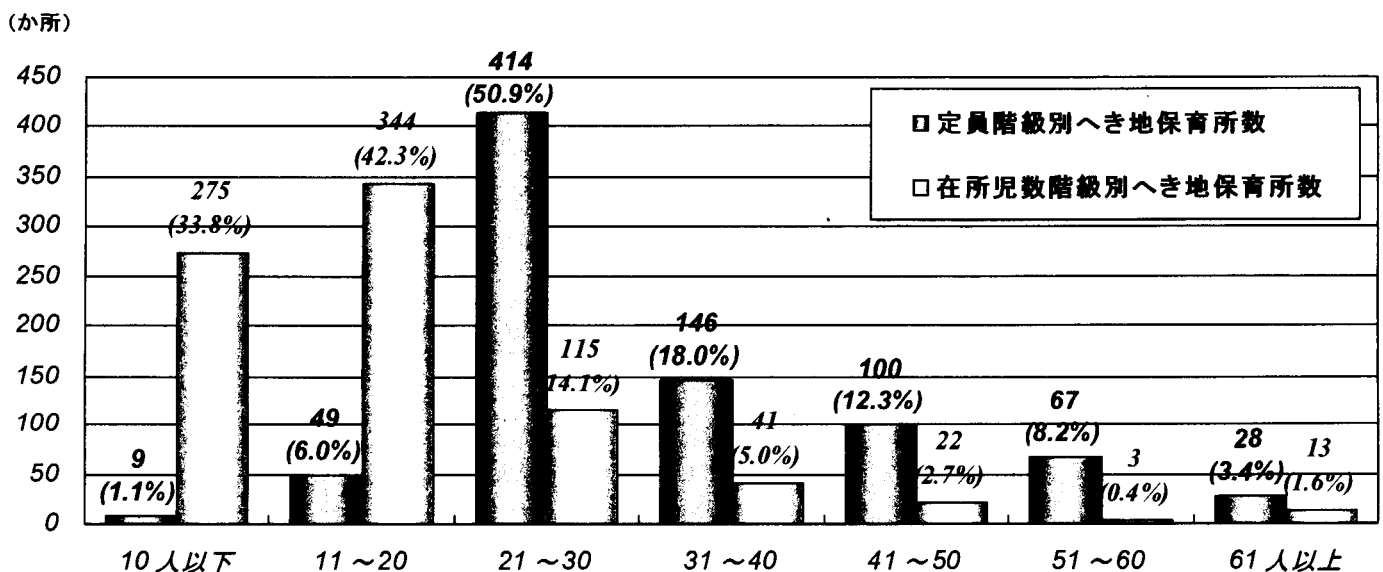
定員91～120人以下：22%

定員120人超：15%

17

へき地保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。
2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

<幼児教育経験者比率>

- ①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。
- ②過疎地域は総務省調べ。
- ③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率 = 幼稚園就園率 + 保育所在籍率

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

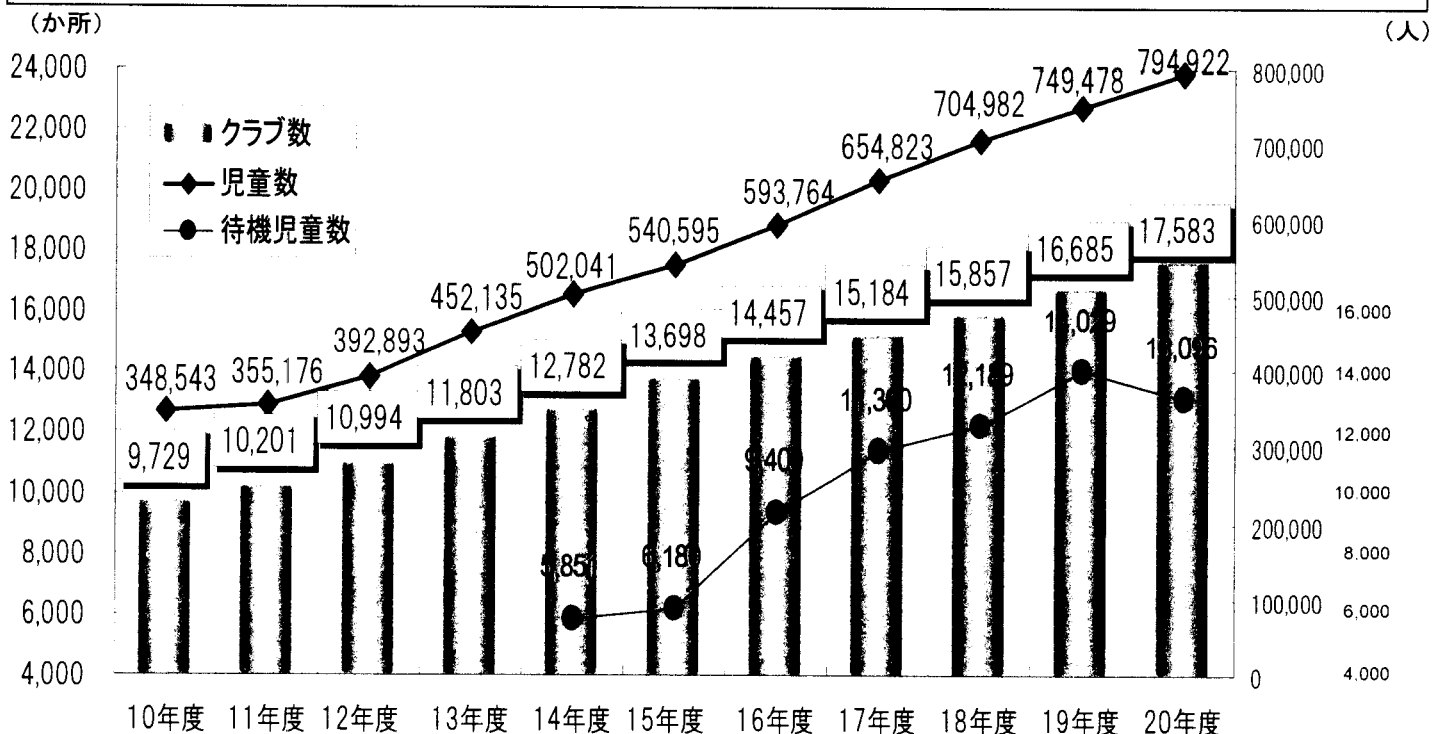
【出典:総務省『過疎対策の現況』について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)」(平成20年4月)】

19

放課後児童クラブ数及び登録児童数等の推移

- 平成20年では、クラブ数は17,583か所、登録児童数は79万4,922人となっており、平成10年と比較すると、クラブ数は約8,000か所、児童数は約45万人の増となっている。また、クラブを利用できなかった児童数(待機児童数)は対前年933人減の1万3,096人となった。



※各年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童クラブの実施状況①

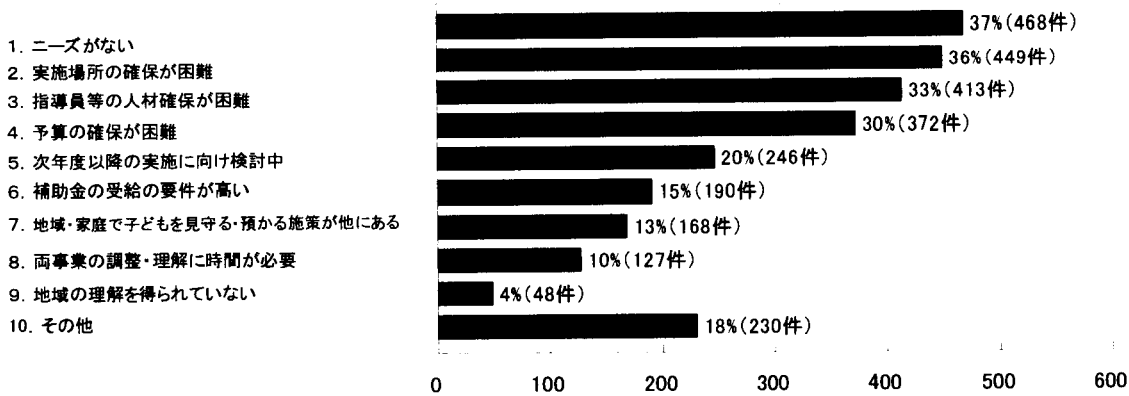
(1) 放課後児童クラブに係る小学校区別実施状況

31.5%の小学校区において放課後児童クラブが未実施となっている。

	小学校で実施	小学校外で実施	未実施
小学校区数 (割合)	7,766小学校区 (35.5%)	7,227小学校区 (33.0%)	6,881小学校区 (31.5%)

(2) 放課後児童クラブを実施していない理由

放課後児童クラブを実施していない小学校区における未実施の理由については、「ニーズが無い」が37%、「実施場所の確保が困難」が36%、「指導員等の人材確保が困難」が33%となっている。



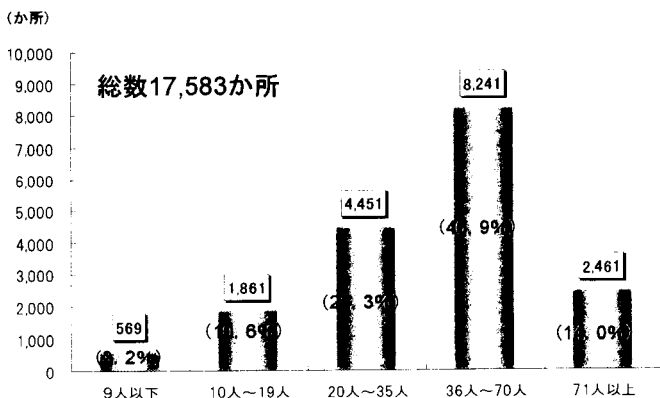
※放課後子どもプラン実施状況調査(平成20年6月23日文部科学省・厚生労働省。調査基準日平成19年12月1日)

21

放課後児童クラブの実施状況②

実施規模別クラブ数の状況

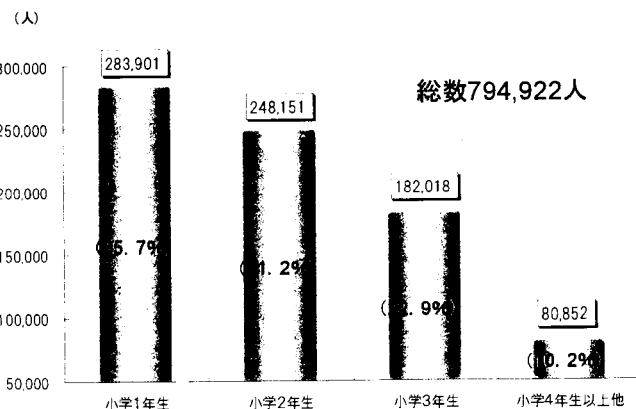
児童数36~70人のクラブが全体の46.9%を占めているが、71人以上の大規模クラブも14%に上っている。



注:()内は総数に対する割合。

学年別登録児童数の状況

登録児童は、約9割が3年生以下となっている。

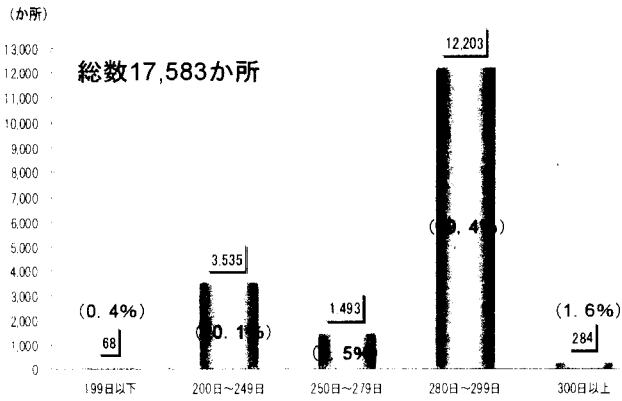


注:()内は総数に対する割合。計数には、障害児数も含む。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

年間開設日数別クラブ数

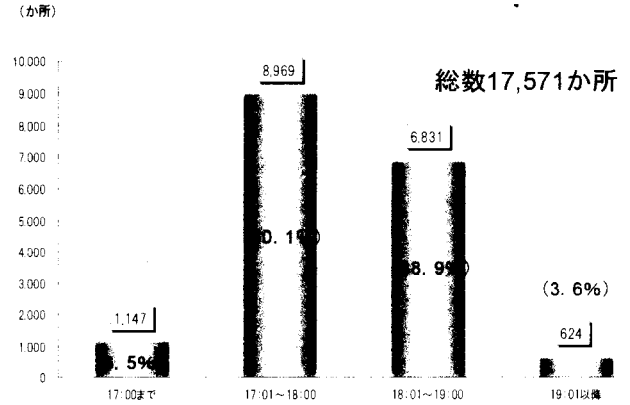
年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

平日の終了時刻の状況

18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



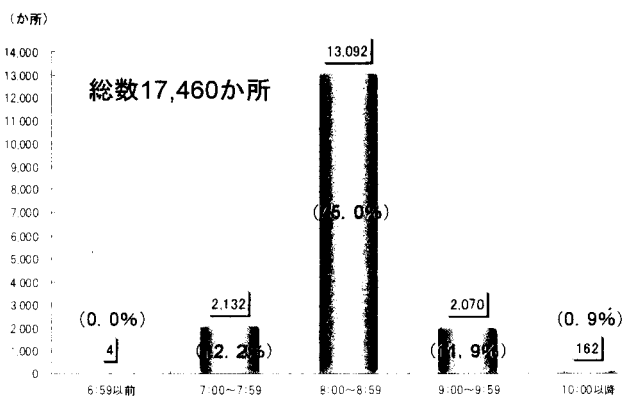
注1：()内は総数に対する割合。

注2：総数の17,571か所は平日に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割を超えている。

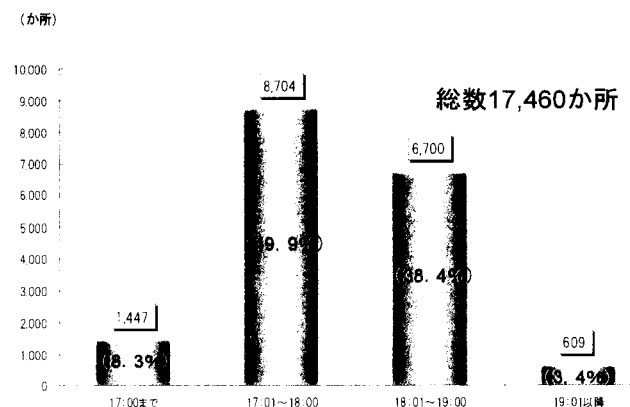


注1：()内は総数に対する割合。

注2：総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



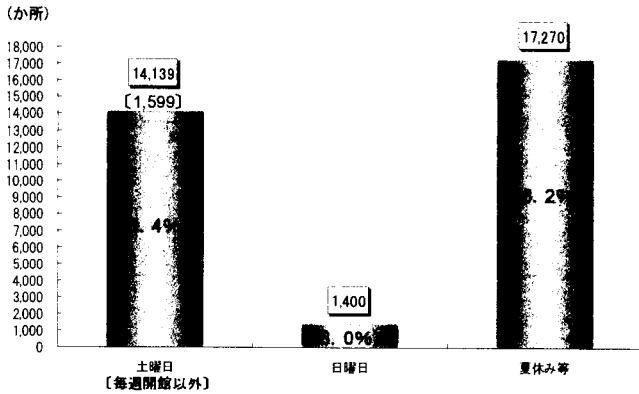
注1：()内は総数に対する割合。

注2：総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開館状況

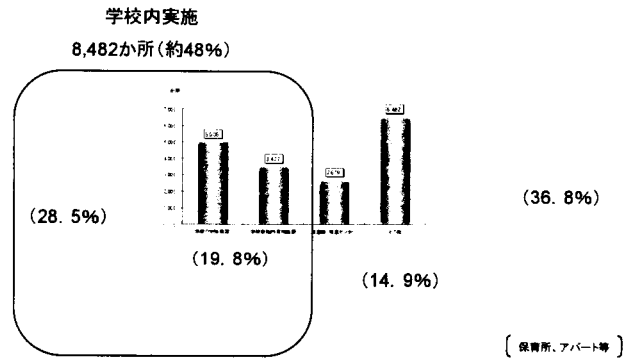
土曜日については8割以上が、夏休み等については、ほぼ全てのクラブが開所している。



注1: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。
注2: []内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されている。

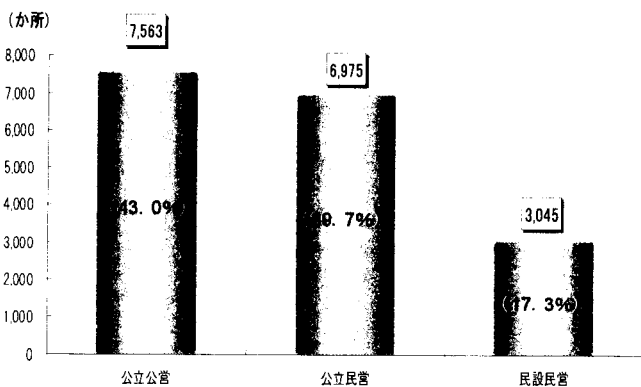


注: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

設置・運営主体別クラブ数の状況

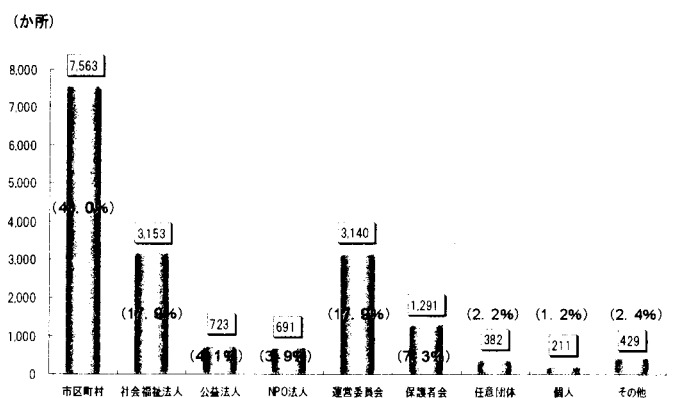
公立による実施が8割を超えている。



注: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっている。



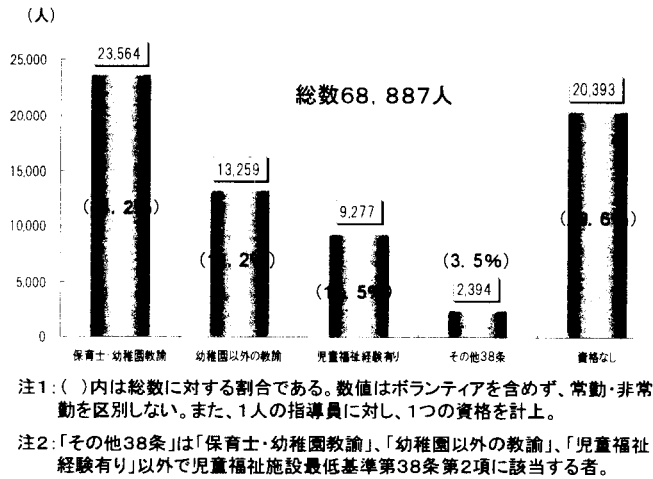
注1: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2: 運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の資格の状況

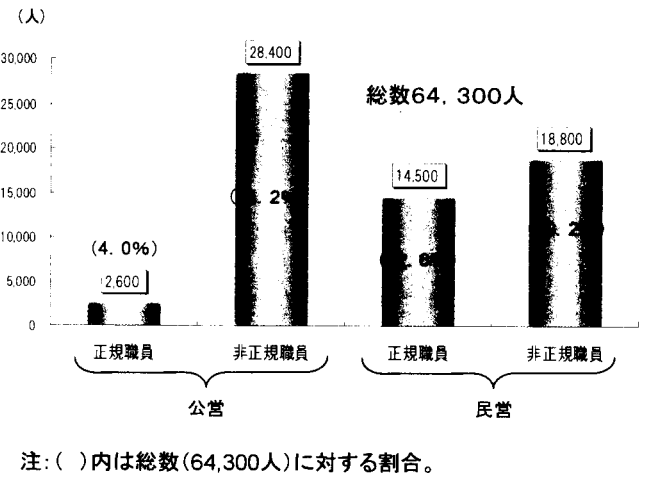
保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭以外の教諭の資格を有する者が5割を超えている。



※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の雇用形態

公営・民営ともに非正規職員(非常勤、臨時、嘱託、パートなど)の割合が多い。



※平成19年5月1日現在(全国学童保育連絡協議会調)

放課後児童クラブの実施状況③

放課後児童クラブに係る利用者負担については、2,000円～10,000円の間で設定されている割合が高い。

	2003年調査	2007年調査
5,000円未満	49.1%	41.8%
5,000～10,000円未満	40.3%	46.4%
10,000～15,000円未満	9.4%	10.1%
15,000～20,000円未満	1.1%	1.7%
20,000円以上	0.1%	0%

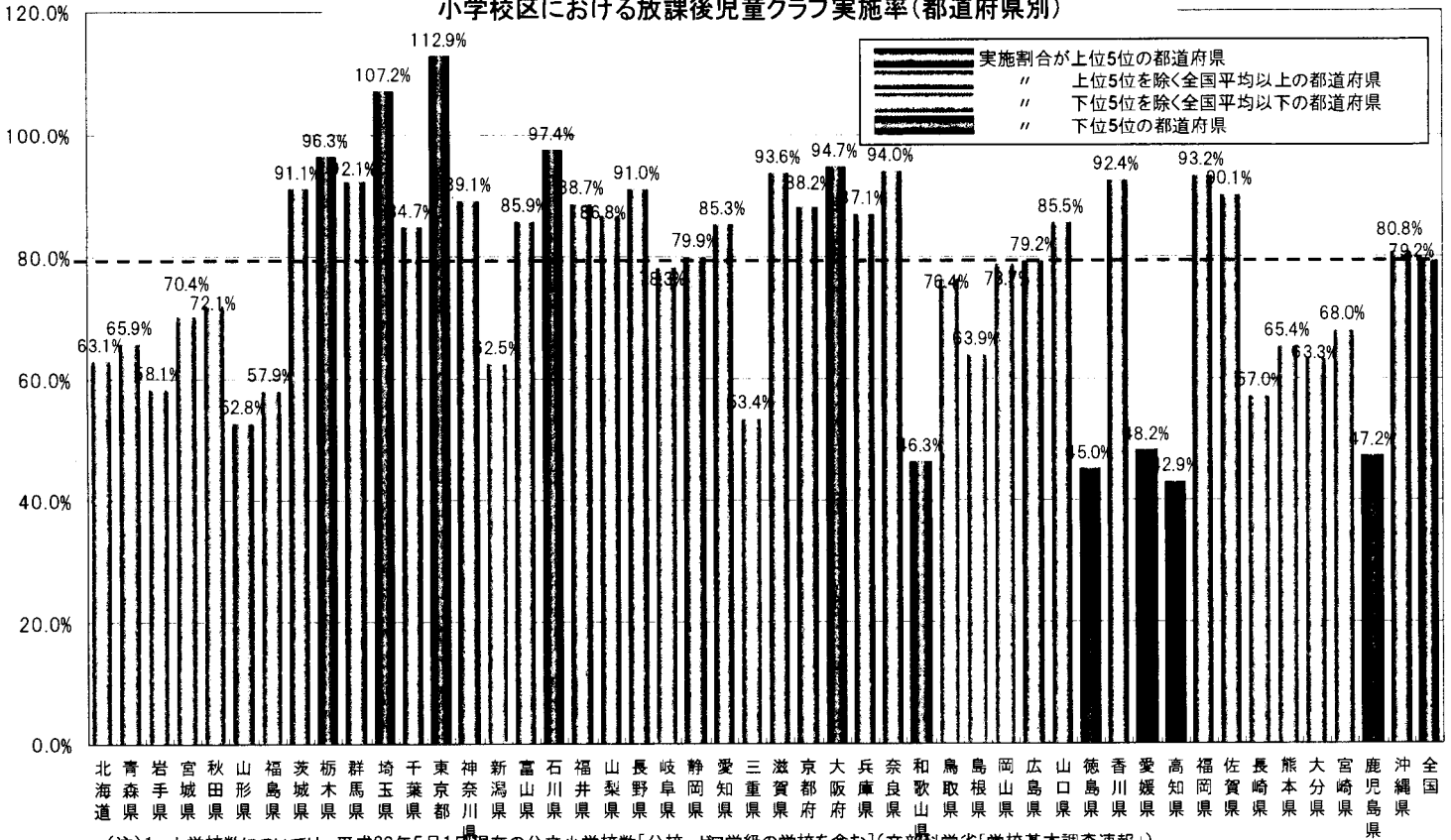
<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

	割合
利用料なし	9.4%
2,000円未満	8.0%
2,000～4,000円未満	19.8%
4,000～6,000円未満	20.1%
6,000～8,000円未満	15.4%
8,000～10,000円未満	6.9%
10,000～12,000円未満	7.8%
12,000～14,000円未満	3.6%
14,000～16,000円未満	2.9%
16,000円以上	3.1%

<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

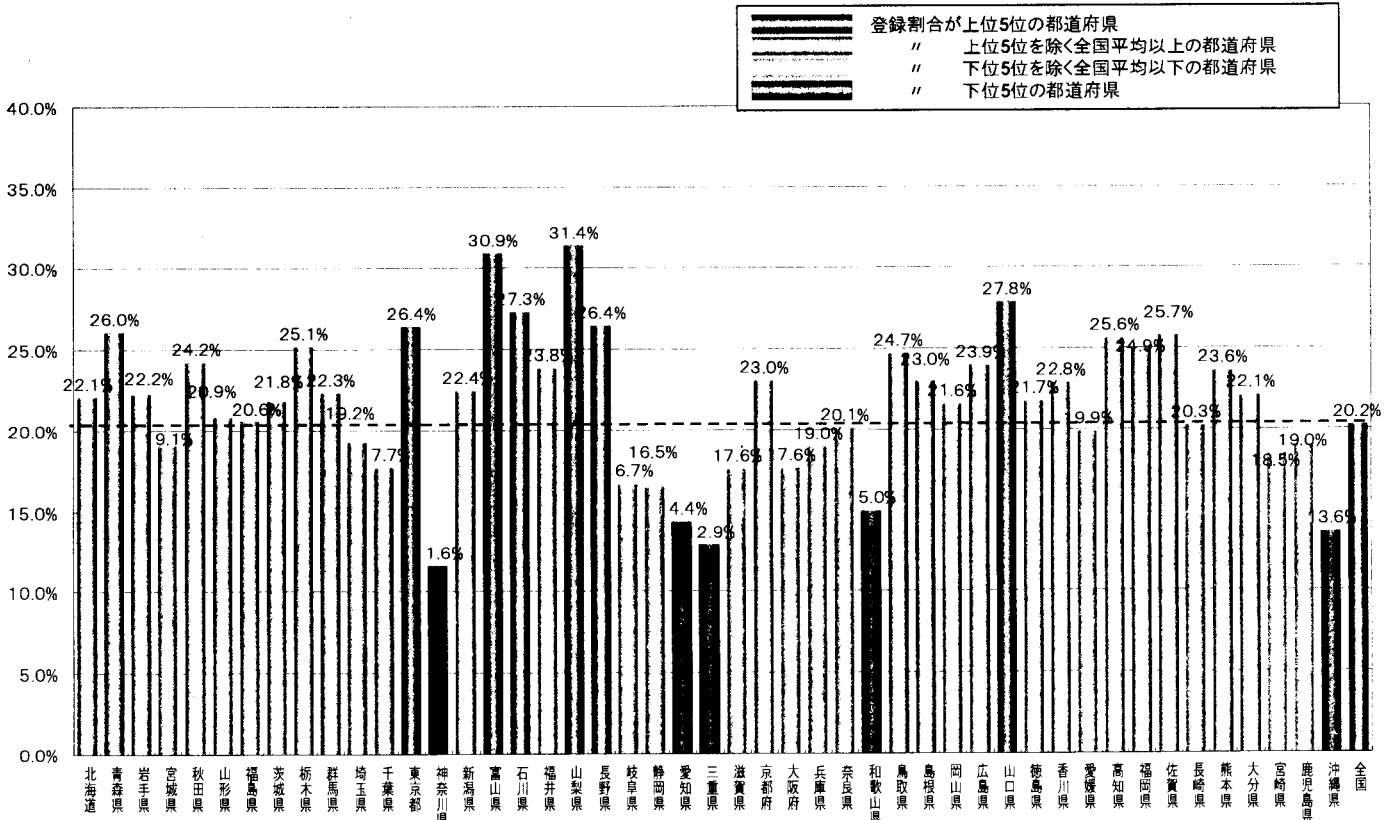
放課後児童クラブの実施状況④

小学校区における放課後児童クラブ実施率(都道府県別)



(注)1. 小学校数については、平成20年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成20年5月1日現在のか所数(厚生労働省「育成環境課調」)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

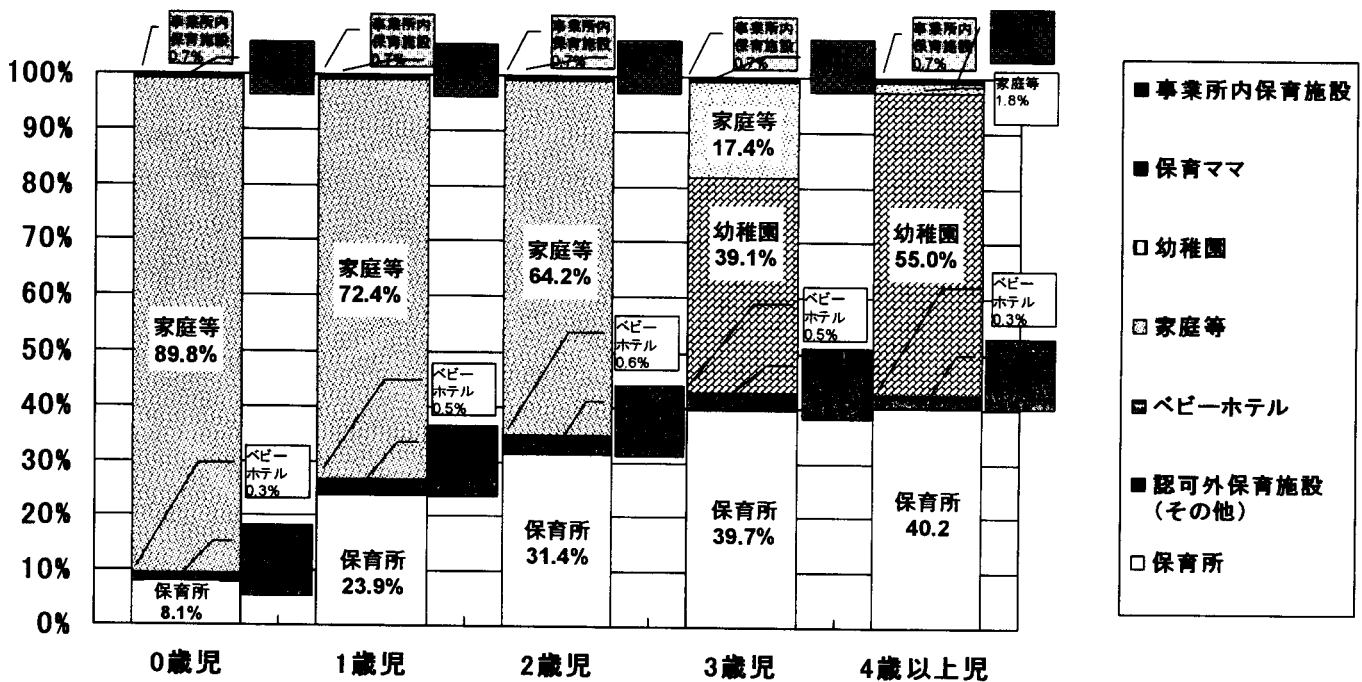
小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合(都道府県別)



(注)1. 児童数については、平成20年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成20年5月1日現在の人数(厚生労働省「育成環境課調」)。
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

就学前児童が育つ場所

○就学前児童が日中育てられている場所を年齢別に見ると、以下のとおり。



出典) 就学前児童数：平成19年人口推計年報【総務省統計局（平成19年10月1日現在）】
 幼稚園就園児童数：学校基本調査（速報）【文部科学省（平成20年5月1日現在）】
 保育所利用児童数：福祉行政報告例（概数）【厚生労働省（平成20年4月1日現在）】
 認可外保育施設、ベビーホテル：厚生労働省保育課調べ
 保育ママ、事業所内保育施設：厚生労働省保育課調べの年齢計の入所児童数を按分した数値
 家庭等：就学前児童数と各施設入所児童数総計との差

33

他の社会保障制度における市町村事業の仕組み

介護保険制度	障害者自立支援法	次世代育成支援
<p>〔地域支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①介護予防事業 ②包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務) 2. 任意事業 ①介護給付費等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他の事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能)</p> <p>(財政支援・財源構成) 地域支援事業の実施に必要な費用について、<u>上限額(※)の範囲内において、以下の財源構成により、関係者が負担。</u> ※当該市町村の介護給付費の3%以内</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>介護予防事業</p> <p>【財源構成】</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>包括的支援事業・保護事業</p> <p>【財源構成】</p> </div> </div> <p>※「1号」…65歳以上の保険料 ※「2号」…40～64歳の保険料</p>	<p>〔地域生活支援事業〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 1. 必須事業 ①相談支援事業 ②コミュニケーション支援事業 ③日常生活用具給付等事業 ④移動支援事業 ⑤地域活動支援センター機能強化事業 2. 任意事業 福祉ホーム事業などのメニュー事業のほか、各自治体の創意工夫による事業実施が可能。</p> <p>(財政支援・財源構成) 地域生活支援事業の実施に必要な費用について、一定の算定基準に基づいた額を国が補助。 具体的には、<u>事業実績と人口による基準により、各年度の国庫予算額を配分</u></p> <p>(国:1/2、都道府県:1/4、市町村:1/4)</p> <p>※なお、市町村による事業のほか、<u>都道府県による事業(専門性の高い相談支援事業や研修事業等)あり。</u></p>	<p>〔次世代育成支援対策交付金〕 (事業内容) 市町村において実施する以下の事業 (※必須事業はなく、すべて任意。) ・乳児全戸家庭訪問事業 ・養育支援家庭訪問事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) ・延長保育促進事業 等 ・その他事業(※各自治体の創意工夫による事業実施が可能。)</p> <p>(財政支援・財源構成) 市町村が地域行動計画に基づき策定した毎年度の事業計画に対し、<u>一定の算定基準に基づいた額を国が補助するもの。</u> 具体的には、<u>事業量と児童人口等により、各年度の国庫予算額を配分。</u> ※ 事業毎に一定額が補助される仕組みではない。</p> <p>(国:1/2、市町村:1/2)</p>

各種子育て支援事業の取組の現状

	《事業名》	《事業内容》	《19年度実績》	《地域における箇所数》	
訪問支援	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うもの。	1,063市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 58.2%	
	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や技術指導等を行うもの。	784市区町村 (平成19年度交付決定ベース)	全市区町村の 42.9%	
親や子の集う場	地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助等を行うもの。	4,409か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.20か所	
	児童館事業	児童に対する遊びを通じた集団的・個別的指導、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等。	4,718か所 (公営3,125か所、 民営1,593か所) (平成18年10月現在)	1小学校区当たり 0.21か所	
預かり	一時預かり(一時保育)事業	保護者の疾病、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急・一時的な保育サービスを提供するもの。	7,214か所 (平成19年度交付決定ベース)	1小学校区当たり 0.32か所	
	支子育て事業 短期	短期入所生活援助事業(ショートステイ)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う(原則として7日以内)。	584か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.32か所
		夜間養護等(トワイライトステイ)	保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。	301か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.16か所
相互援助	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。	540か所 (平成19年度交付決定ベース)	1市区町村当たり 0.30か所	

注：市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

各自治体における多様な取組み(事例) ①

○ 各自治体においては、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)や児童育成事業費によるメニュー事業のほか、多種多様な取組がなされている。

事業名	取組自治体	事業概要
地域在宅子育て支援制度「みなのつ子」	港区	妊娠時から「かかりつけ保育園」制度、一時保育体験、各種育児体験への参加、看護師、栄養士、保育士による育児相談、保育園の行事への参加、「保育園であそぼう」への参加、毎月のお便り送付などがある。
マイ保育園登録事業	石川県内市町村	妊娠中から出産後の育児不安を解消するために、身近な保育所で育児教室や育児相談を受けることができる制度。保育所は登録制になっており、「マイ保育園利用券」を使って平日午前半日保育を無料で3回受けることができる。
マイ保育園みんなで子育て応援事業	石川県	子育てコーディネーターを配置し、「子育て支援プラン」を作成する。これは、介護保険のケアプランの育児版のようなもので、継続的・計画的な保育サービスの利用を促し、育児不安を解消し、子どもの発達を支援するもの。
派遣型一時保育事業	港区	保護者の傷病、入院等により、一時的に保育が必要となる子どもの自宅に保育者を派遣して保育を行う。一時保育の他、病後児保育、新生児保育もあり。
派遣型保育サービス	七尾市	市に保育ママとして登録されている子育て経験者が、子どもを預かる派遣型保育サービス。(1)産後の母親の身の回りの世話や新生児の世話(産後・安心ヘルパー派遣サービス)、(2)病気の回復期にある子どもの一時預かり(病後児童在宅保育サービス)、(3)保護者が病気の時や冠婚葬祭の時などの子どもの一時預かり(訪問型一時保育サービス)が含まれる。保育の実施場所は、保育ママの自宅もしくは子どもの自宅。

事業名	取組自治体	事業概要
協定家庭による子どもショートステイ事業	新宮区	(1)病氣や出産のため入院、(2)家族の病気の介護、(3)冠婚葬祭、(4)事故や災害、(5)その他、家庭で養育できない事情ができた場合、0歳から小学校6年生までの子どもをショートステイ協力家庭で預かる(1日3000円、運賃あり)。
すみずみ子育てサポート事業	福井県	NPO法人やシルバー人材センターなどが行う、一時預かりや家事支援等の利用料を助成。(標準利用料1時間350円)
子育て応援券	杉野区	就学前の子どものいる家庭に、一時保育や親子コンサートなど、地域の子育て支援サービスに利用できる券を配付。
子育てファミリー世帯居住支援	鹿沼市、新宮区、大原市他	転居一時金、家賃の差額及び引越費用を助成(条件あり)。
子育て世帯に適した住宅・住環境が이드라인	愛知県	子育て世帯に適した住まいの基本的な考え方を業民・事業者にガイドラインとして提示。
子育て支援マンション認定制度	豊田区	区内に供給される、ソフト・ハードの両面で子育てに配慮されたマンションを認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境を整備。
高齢者世帯と子育て世帯の住替えモデル事業	横浜府	高齢者住み替え相談、子育て世帯への転賃支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を一体的に実施。
運営であえる	北海道	運営住宅について、子育て支援仕様の住空間、子育て支援サービスを一体的に整備。子どもの年齢に基づく期間付き入居を導入。

各自治体における多様な取組み(事例) ②

事業名	取組自治体	事業概要	事業名	取組自治体	事業概要
妊婦健康診査費用助成制度		妊婦健康診査検診費用を自治体で負担。	「子ども条例」制定に向けた子どもの参画	豊田市	子どもの権利を保障し、社会全体で子どもの育ちを支え合う地域社会を実現することを目的に制定。検討過程で、公募子ども委員、地域子ども会議(26 中学校区)、3回のパブリックコメントなどを実施。
出産費用助成		分娩や入院にかかる出産費用のうち、出産育児一時金を差し引いた金額の助成等。			
乳幼児医療費助成		乳幼児にかかる医療費の助成。	子ども部会の討論による知事への提案	北海道	子どもの未来づくり審議会(子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例に基づく設置)の子ども部会で特定のテーマをもとに検討し、知事に提案。
歯科検診		乳幼児健診とあわせて、歯科検診の実施。	子どもを虐待から守る条例	三重県 他	条例に基づき、子育て支援指針、早期発見対応指針、保護支援指針を策定し、未然防止・早期発見・回復・再構築の支援を図る。
聴覚健診	羽島市 揖保川町 他	新生児聴覚検査費の助成。	みえ次世代育成応援ネットワーク	三重県	三重県の企業と地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。マッチング機能、企画の支援などを実施。
プレーパーク事業	世田谷区	住民との協働により、プレーリーダーや地域ボランティアのもと、子どもたちの好奇心を大切に、自由にやりたいことができる遊び場づくりを実施。	子育てネットの運営・マップづくり	三浦市 他	様々な子育て情報や子育て相談を行うサイトの運営や、乳幼児のいる子育て家庭を対象にした市内まちあるきマップの作成を企業やNPOと協働して実施。
おもちゃ図書館		障害のある子どもたちにおもちゃを用意し、気に入ったおもちゃを選んで遊ぶ機会を提供し、家でも遊べるよう貸し出しを行う。家族にも仲間作りや情報交換の場となっている。	子育て総合支援センター事業	徳島県	市町村・NPO・子育てサークル等の子育て関係組織の取組を総合的にコーディネートすることや、人材育成、子育て支援情報の集積・発信など、子育て支援活動を支援。
子育て相談室	浦安市	育児相談の総合窓口を開設し、独自に養成した「子育てケアマネージャー」が子育ての悩み全般に対し、適切な支援サービスを案内。	子育て家庭優待事業		子育て家庭にカードを配布し、県内の協賛店舗・施設で商品の割引や優待サービスなど様々な特典が受けられる。
			チャイルドライン		18歳までの子どもがかかる電話として、子どもの声に耳を傾ける場の確保など、子どもの健全な成長のための社会基盤づくりの取組。
			父親の子育て参加促進事業	埼玉県 他	働き方の見直しとともに、地域や職場において父親の意識醸成や父親同士の仲間づくりを進め、子育て参加の意識を高める。
			出合いの場づくり・結婚応援事業		イベント等の開催による結婚を望む男女の出合いの機会提供や結婚相談の実施によるお相手紹介。

社会保障審議会少子化対策特別部会における検討の状況について

- 『子どもと家族を応援する日本』重点戦略を受け、平成20年3月より、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援に関する給付・サービスを体系的・普遍的に提供し、必要な費用を社会全体で負担していく「新たな制度体系」の検討を進めており、同年の秋以降は、より具体的な議論をしてきていただいています。

- 少子化対策特別部会の会議資料等は

「厚生労働省ホームページ」 <http://www.mhlw.go.jp/>



お知らせ「審議会・研究会等」



社会保障審議会



少子化対策特別部会

に随時、掲載しておりますので、御参照ください。

(照会先)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

少子化対策企画室

電話 03-5253-1111

(内線7944)

Ⅸ. その他



保国発第1226001号
雇児総発第1226001号
平成20年12月26日

都道府県民生主管部（局）長 殿

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市 児童福祉主管部（局）長 殿
児童相談所設置市

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について

国民健康保険法の一部を改正する法律（平成20年法律第97号。以下「改正法」という。）の改正の趣旨及び内容については、「国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について」（平成20年12月26日付け保発第1226001号）において、別添のとおり通知したとおりであるが、その運用に当たっての留意点等は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴管内市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、本通知については、文部科学省大臣官房総務課に対し幼稚園、小学校及び中学校等の教育機関に対し周知を依頼していることを申し添える。

記

1 改正法の施行に当たっての留意点

(1) 改正法の施行前の準備

改正法においては、施行の日において改正法による改正前の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同法第9条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。（2）及び（3）において同じ。）

があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされているところであり、改正法施行後速やかに当該被保険者に被保険者証を交付できるよう、対象者の抽出や有効期間を6か月とする被保険者証の印刷など必要な準備に努めること。

(2) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際には、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることができない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

(3) 関係機関からの問い合わせへの対応

(1) 及び(2)の取扱いについて、地域の保険医療機関や中学生以下の子どもに関する関係機関(保育所等の児童福祉施設や幼稚園、小学校、中学校等の教育機関等)からの問い合わせ等があった際には、丁寧な説明に努めるなど適切に対応すること。

(4) その他

改正法において、世帯主が国民健康保険法第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、資格証明書を交付せず有効期間を6か月とする被保険者証を交付することとされたのは、15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であり、当該被保険者がいない世帯については、従前どおり当該世帯に属する被保険者全員に係る被保険者証又は資格証明書を交付することとなるが、その際は、機械的・一律に運用することなく、事業の休廃止や病気など当該世帯に保険料を納付することができない特別な事情があるか否かを適切に把握し判断した上で交付を行うこと。

2 「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」の改正について

改正法の施行に伴い、「被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について」（平成20年10月30日付け保国発第1030001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知・雇児総発第1030001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を次のように改正し、平成21年4月1日から適用する。

被保険者資格証明書の交付に際しての留意点について

国民健康保険における被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の運用については、下記のとおり、その留意点をまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村等関係者への周知徹底について遺憾なきよう配慮されたい。

なお、本通知については、社会・援護局保護課と調整済みであることを申し添える。

記

1 資格証明書の運用についての基本的考え方

資格証明書については、事業の休廃止や病気など、保険料を納付することができない特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している方について、納付相談の機会を確保するために交付しているものであり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うこと。

一方、国民健康保険においては収納率の向上はその保険運営上極めて重要であり、悪質な滞納者については、従前どおり、滞納処分も含めた収納対策の厳正な実施に努めること。

2 資格証明書の交付に際しての留意点

資格証明書の交付については、1のとおり、機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行った上で行うことが必要であるが、その際は、以下の事項に留意して取り扱うこと。

(1) 事前通知及び特別事情の把握の徹底

資格証明書が交付されることについて、滞納者が理解することなく行うことがないよう、可能な限り文書だけでなく、電話督促や戸別訪問等の方法により滞納者との接触を図り、その実態把握に努めるとともに、滞納者に対し滞納が継続すれば資格証明書の交付を行うこととなる旨の周知を図ること。

その際には、納付相談の奨励に加え、保険料の減免制度及び生活保護や多重債務問題等の庁内相談窓口の周知も併せて行い、滞納者が相談を行いやすい環境を整えることや、相談機会の確保に努めること。また、他部門に相談のあった滞納者の事例について、情報共有ができるよう、庁内の連絡体制の整備に努めること。

また、資格証明書の発行に際しては、市町村の実情に応じ、別添の各市町村の取扱いも参考に、より公正な判断が行われるよう努めること。

(2) 短期被保険者証の活用

滞納世帯に対しては、短期被保険者証を経ずに資格証明書を交付するのではなく、資格証明書の交付までには、可能な限り短期被保険者証を活用することにより、滞納者との接触の機会の確保に努めること。

(3) 中学生以下の子どもへの短期被保険者証の発行

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還し、資格証明書を発行する際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。以下同じ。）があるときは、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。

有効期間を経過した際に、その世帯に属する他の被保険者に引き続き資格証明書が交付されており、その者が15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者であるときは、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行すること。新たに発行された被保険者証の有効期間を経過した際も同様の取扱いとすること。

また、有効期間を6か月とする被保険者証を継続して発行する際にも、滞納世帯との接触の機会の確保に努めること。その際、世帯主が当該被保険者証を受け取りに来ないなど接触がとれない場合は、そのような状況を放置することは望ましくないものであることから、時間外や休日等も含め電話連絡を試みるとともに、必要に応じて、家庭訪問を実施するなど、各保険者の実情に応じて、速やかに被保険者証を交付できるよう、きめ細かな対応に努めること。

なお、有効期間を6か月とする被保険者証の発行をもって滞納世帯への接触を断つことなく、引き続き接触の機会の確保に努めるとともに、保険料を納めることが出来ない特別な事情がある場合は、保険料の減免等を行うとともに、被保険者証を交付する一方、保険料を納めることが出来ない特別な事情がない場合は滞納処分も含めた適切な収納に努めること。

(4) 養育環境に問題のある世帯に対する対応

子どものいる滞納世帯に対しては、(1)及び(3)のとおり、家庭訪問等により実情把握に努めることとするが、その際、市町村の児童福祉担当部局の助言を得つつ、家庭内が著しく乱れている等の実態がみられるなど養育環境に問題のある世帯を把握した場合には、市町村の児童福祉担当部局や児童相談所と密接な連携を図ること。



保発第1226001号
平成20年12月26日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

国民健康保険法の一部を改正する法律の施行について

国民健康保険法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、衆議院厚生労働委員長から議員提案され、平成20年法律第97号として公布され、平成21年4月1日より施行することとされたところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知を図り、運用に当たっては十分留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第一 改正法の趣旨

子どもの心身ともに健やかな育成に資するため、被保険者資格証明書に関し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者に対する取扱いを見直すものであること。

第二 改正法の内容

世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第5項の規定により被保険者証を返還した際に、その世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者（同条第3項に規定する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。第三の（2）において同じ。）があるときは、世帯主に対し、その者に係る有効期間を6か月とする被保険者証を交付すること。（国民健康保険法第9条関係）

第三 施行期日等

（1） 施行期日

改正法は、平成21年4月1日から施行する。（改正法附則第1項関係）

- (2) 改正法の施行の日において、改正法による改正前の国民健康保険法の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主の世帯に属する15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者があるときは、改正法の施行後速やかに、世帯主に対し、当該被保険者に係る有効期限を6か月とする被保険者証を交付すること。(改正法附則第2項関係)
- (3) 市町村又は特別区は、国民健康保険の保険料について、減免制度の十分な周知を図ること等を通じて滞納を防止するとともに、特別の理由があると認められないにもかかわらず滞納している者からの実効的な徴収の実施を確保するため、必要な措置を講じなければならないこと。(改正法附則第4項関係)